ご契約のしおり・約款

Receive

定期支払金付積立利率変動型終身保険（23）（通貨指定型）

●この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
●為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

第一フロンティア生命
Daiichi Life Group

もくじ

ご契約のしおり　「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要な事項、諸手続き、税務の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

目的別もくじ …… 3

主な保険用語のご説明 …… 5

お知らせとお願い …… 7

生命保険募集人 …… 7
ご契約お申込みのお手続きの際の留意点 …… 7
クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など） …… 7
元本欠損が生じる場合 …… 9
現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ …… 9

商品のしくみ …… 10

商品の特徴 …… 10
積立利率 …… 13
積立利率保証期間の更新 …… 14
市場価格調整 …… 15
為替リスク …… 16
指数連動部分付定期支払金特約 …… 17
保険料円貨入金特約 …… 21
保険料外貨入金特約 …… 21
円貨支払特約 …… 22
定期支払金の円貨支払特約 …… 22
保険契約者代理特約 …… 23

死亡保険金および定期支払金のお支払い …… 25

死亡保険金のお支払い …… 25
定期支払金のお支払い …… 25
死亡保険金および定期支払金をお支払いできない場合 …… 26

ご契約に際して …… 27

告知 …… 27
ご契約内容などの確認 …… 27
ご契約の成立と保障の責任開始期 …… 27

ご契約後について …… 28

解約と解約返還金 …… 28
基本保険金額の減額 …… 29
被保険者による保険契約者への解約の請求 …… 30
死亡保険金受取人によるご契約の存続 …… 30
指定通貨の変更 …… 30
保険契約者および死亡保険金受取人の変更 …… 31
住所などの変更・保険証券の再発行のお手続き …… 31
死亡保険金または定期支払金のご請求方法 …… 32

死亡保険金または定期支払金のお支払期限 …… 32
死亡保険金のご請求手続きの流れ …… 33
死亡保険金または定期支払金の請求訴訟 …… 34
生命保険と税金 …… 34

お客さまにご負担いただく諸費用 …… 36

お客さまにご負担いただく諸費用 …… 36

会社・制度のご案内 …… 38

当社の組織形態 …… 38
個人情報の取扱い …… 38
本人特定事項などの確認 …… 38
米国法「ＦＡＴＣＡ」に関する確認 …… 38
税法上の居住地国などの届出 …… 38
支払査定時照会制度 …… 39
保険金額などの削減 …… 40
生命保険契約者保護機構 …… 40
金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ …… 41

その他 …… 42

参照指数にかかる留意事項 …… 42

約款・特約条項　「ご契約のしおり」とあわせてご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

約款 …… 45

定期支払金付積立利率変動型終身保険（23）（通貨指定型） …… 45

特約条項 …… 58

指数連動部分付定期支払金特約 …… 58
保険料円貨入金特約 …… 62
保険料外貨入金特約 …… 63
円貨支払特約 …… 64
定期支払金の円貨支払特約 …… 75
保険契約者代理特約 …… 76

＊ 裏表紙の「説明事項ご確認のお願い」もご確認ください。

◆「指数連動部分付定期支払金特約」を付加しているご契約を「指数プラン」、付加していないご契約を「基本プラン」と呼称しております。

「定期支払金付積立利率変動型終身保険（23）（通貨指定型）」お申込みの際の留意点

●募集代理店などによっては、取扱内容が異なる場合があります。募集代理店ごとの取扱内容は各契約概要に記載しています。（当社ホームページでもご確認いただけます。）

●金利情勢などによっては、お選びいただけない取扱内容があります。

＊ お申込後に当社から送付される「保険証券」でお申込内容をご確認のうえ、この冊子もあわせてご覧ください。

目的別もくじ

ご契約にあたって

保険用語の意味がわからない

主な保険用語のご説明　5ページ

申込みの手続きについて知りたい

ご契約お申込みのお手続きの際の留意点　7ページ

申込みを撤回したい

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）　7ページ

いつから保障が開始されるのか知りたい

ご契約の成立と保障の責任開始期　27ページ

商品のしくみ

商品のしくみについて知りたい

商品のしくみ　10ページ

死亡保険金などのお支払い

保障内容について知りたい

死亡保険金のお支払い
定期支払金のお支払い　25 ページ

死亡保険金などが受け取れない場合について知りたい

死亡保険金および
定期支払金を
お支払いできない場合　26 ページ

死亡保険金などの請求の流れについて知りたい

死亡保険金または定期
支払金のご請求方法　32 ページ

死亡保険金のご請求
手続きの流れ　33 ページ

ご契約後のお取扱い

保険を解約したい

解約と解約返還金　28 ページ

死亡保険金受取人を変更したい

保険契約者および死亡
保険金受取人の変更　31 ページ

住所や名前が変わった

住所などの変更・保険
証券の再発行のお手続き　31 ページ

税金について知りたい

生命保険と税金　34 ページ

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

あ	**一時払保険料充当金** （いちじばらいほけんりょうじゅうとうきん）	ご契約のお申込みの際にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。
	円貨払込金額 （えんかはらいこみきんがく）	「保険料円貨入金特約」を付加した場合において、円貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。
か	**外貨払込金額** （がいかはらいこみきんがく）	「保険料外貨入金特約」を付加した場合において、指定通貨と異なる外貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。
	解約返還金 （かいやくへんかんきん）	ご契約を解約または減額した場合に、保険契約者にお支払いするお金のことです。
	基本保険金額 （きほんほけんきんがく）	死亡保険金および定期支払金を支払う場合に基準となる金額のことで、一時払保険料と同額となります。ただし、基本保険金額の減額が行われたときは、減額後の金額となります。
	契約応当日 （けいやくおうとうび）	保険期間中に迎える毎月または毎年の契約日に対応する日のことで、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。
	契約年齢 （けいやくねんれい）	契約日における被保険者の年齢のことです。この年齢は満年齢で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。
	契約日 （けいやくび）	契約年齢・積立利率保証期間などを定める基準となる日のことです。この保険では当社の責任が開始される日となります。
	告知 （こくち）	ご契約のお申込みの際に、保険契約者と被保険者に職業などの当社がおたずねする重要なことがらについてありのままに報告していただくことです。この保険では告知は不要です。
さ	**参照指数** （さんしょうしすう）	「指数プラン」の場合において、上昇率の計算に用いるために当社が指定する指標のことをいいます。
	市場価格調整 （しじょうかかくちょうせい）	解約などの際に市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための手法のことです。（この手法により、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と比して市場金利が上昇した場合は解約返還金額などが減少し、逆に低下した場合は解約返還金額などが増加する傾向にあります。）解約返還金計算日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、市場価格調整率は０とし、解約返還金額は積立利率保証期間更新日の基本保険金額と同額となります。
	指数連動の型 （しすうれんどうのかた）	「指数プラン」の場合において、指数連動部分の定期支払金額の計算方法の型のことをいいます。
	指定通貨 （していつうか）	ご契約のお申込みの際に１つご指定いただく通貨のことで、米ドル、豪ドル、円からご指定いただきます。この保険の金銭の授受はすべて指定通貨で行います。なお、指定通貨が外貨の場合、各種特約を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。
	死亡保険金 （しぼうほけんきん）	被保険者が死亡したときに支払われるお金のことです。
	死亡保険金受取人 （しぼうほけんきんうけとりにん）	死亡保険金を受け取る人のことです。
	主契約 （しゅけいやく）	保険契約のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことです。
	上昇率 （じょうしょうりつ）	「指数プラン」の場合において、定期支払日の前日の参照指数の値が上昇率計算基準日の参照指数の値に対して上昇した割合のことをいいます。
	上昇率計算基準日 （じょうしょうりつけいさんきじゅんび）	「指数プラン」の場合において、上昇率の計算の基準となる日のことをいい、第１回の定期支払金の計算においては当社の責任が開始される日から起算して８日後となる日または当社が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日の翌日とし、第２回以後の定期支払金の計算においては直前の定期支払日の前日とします。

	責任開始期 （せきにんかいしき）	当社がご契約上の保障を開始する時期のことです。
た	**対顧客電信売相場（TTS）** （たいこきゃくでんしんうりそうば）	お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
	対顧客電信買相場（TTB） （たいこきゃくでんしんかいそうば）	お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
	対顧客電信売買相場仲値（TTM） （たいこきゃくでんしんばいばいそうばなかね）	対顧客電信売相場（TTS）と対顧客電信買相場（TTB）の中間の値です。
	積立利率 （つみたてりりつ）	通貨の種類および契約年齢（積立利率保証期間の更新が行われる場合は、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢）ごとに当社が定めた利率のことで、毎月２回（１日と 16 日）設定します。ただし、最終の積立利率保証期間の更新の際、適用する積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とします。更新後の積立利率は更新後最低保証積立利率（0.01%）を下回りません。
	積立利率保証期間 （つみたてりりつほしょうきかん）	同一の積立利率を適用する期間のことで、10 年となります。積立利率保証期間は、積立利率保証期間の満了日の翌日に更新し、その日を積立利率保証期間更新日とします。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が 91 歳以上となる場合は、その更新を最終の更新とし、積立利率保証期間は終身とします。
	定期支払金 （ていきしはらいきん）	毎年の年単位の契約応当日が到来した時に被保険者が生存しているときに支払われるお金のことです。
	定期支払率 （ていきしはらいりつ）	定期支払金の額を定める場合に基準となる率のことで、「基本プラン」の場合は契約日（積立利率保証期間を更新した場合は、積立利率保証期間更新日）における積立利率に応じて当社の定める方法により定め、「指数プラン」の場合は連動率および契約日（「指数連動部分付定期支払金特約」の更新が行われた場合は、積立利率保証期間更新日）における積立利率に応じて当社の定める方法により定めます。
	特約 （とくやく）	主契約と異なる特別なお約束をする目的や主契約の保障内容を充実させるために、主契約に付加するものです。特約のみでは、契約できません。
は	**被保険者** （ひほけんしゃ）	保険がかけられている人のことで、その人の生死などが保険の対象となります。
	保険期間 （ほけんきかん）	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことです。
	保険契約者 （ほけんけいやくしゃ）	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容の変更の請求権など）および義務（保険料支払義務など）を持つ人のことです。
	保険契約者代理人 （ほけんけいやくしゃだいりにん）	「保険契約者代理特約」を付加した場合において、保険契約者がご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者の代理人として手続きを行うことができる人のことをいいます。
	保険証券 （ほけんしょうけん）	保険契約の締結の際に交付する重要書類で、基本保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	保険料 （ほけんりょう）	保険契約者からお払い込みいただくお金のことです。
ま	**免責事由** （めんせきじゆう）	支払事由に該当しても、死亡保険金をお支払いできない場合のことです。
や	**約款** （やっかん）	ご契約の締結から消滅までの契約内容を記載したものです。
ら	**連動率** （れんどうりつ）	「指数プラン」の場合において、参照指数の上昇を指数連動部分の定期支払金額に反映させる割合のことで、通貨の種類に応じて設定されます。

お知らせとお願い

生命保険募集人

1 保険契約の「媒介」と「代理」

●生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

●生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人の権限

●当社の保険契約を取り扱う生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

●また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要となります。

ご契約お申込みのお手続きの際の留意点

ご契約お申込みのお手続きに際してご留意いただきたいことがらはつぎのとおりです。

1 お申込み

●お申込内容を十分お確かめのうえ、保険契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）でお手続きください。

2 保険料などのお払込み

●一時払保険料に充当する金額などは、当社の指定した口座に送金することにより、お払い込みください。

3 お申込内容の確認

●ご契約をお引き受けしますと、当社は「保険証券」などをお送りします。お申込みの際の内容と相違していないかどうか、必ずお確かめください。

●万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

●「保険証券」は、契約上の諸手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）

お申込者または保険契約者（以下「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して８日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、当社への電磁的記録または書面によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。

■イメージ図

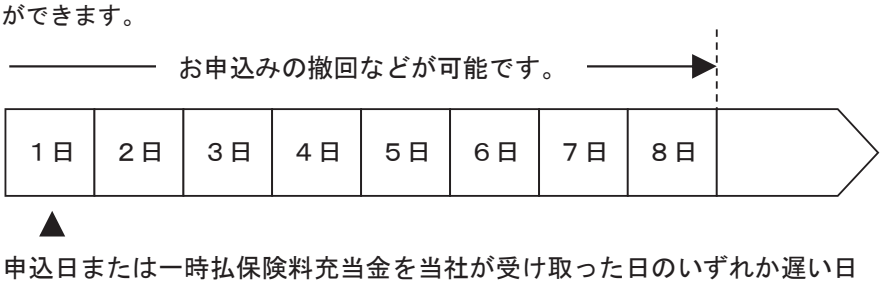

1 お申出方法

(1) 電磁的記録

主たる窓口としている当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください。当社ホームページにてお申し出いただいた場合、お申込みの撤回などは、お手続きの完了画面が表示された時に効力を生じます。

(2) 書面

郵便（はがき、封書（※１））により以下のとおりお申し出ください。お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。

※１ 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

●お申出先

〒141－8712
日本郵便株式会社　大崎郵便局　郵便私書箱第 26 号
第一フロンティア生命保険株式会社　お客さまサービスセンター

●記入事項

① お申込みの撤回などをする旨
② お申込者などの氏名（自署）・フリガナ
③ お申込者などの住所・電話番号
④ お払い込みいただいた金額・通貨
⑤ ご本人名義の返金口座（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）
⑥（推奨）申込番号または証券番号 ※２
⑦（任意）お申込者のＥメールアドレス ※３

（記入例）米ドルでお払い込みいただいた場合

① 私は契約の申込みの撤回を行います。
② 第一（ダイイチ）　太郎（タロウ）
③ 〒123-4567　○○県○○市××1-2-3
TEL ○○-××××-○○○○
④ ○,○○○,○○○米ドル
⑤ ○○銀行　○○支店
普通　1234567　　口座名義人　ダイイチ　タロウ
⑥ 申込番号:12-345-678901-23／証券番号:S1234-56789-01
⑦ xxxxx@xxxxx.com

※２ 確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。
※３ 当社からのメールが受信可能なＥメールアドレスをご記入ください。ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。

2 返金する金額

お払い込みいただいた金額を、当社へお払い込みいただいた通貨でお申込者などに全額お返しいたします。
＊ 外貨でお受取りになる際には、返金口座として外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。

⚠
・指定通貨が外貨の場合で、お申込者などが当社特約を用いずに募集代理店で円貨などを指定通貨に両替してお払い込みいただいたときは、指定通貨でお返しいたします。
・外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。

3 取扱いができない場合

●つぎの場合には、お申込みの撤回などの取扱いができません。
①ご契約の更新またはご契約の内容変更（保険金額・保険期間の変更、特約の中途付加など）の場合
②債務履行の担保のための保険契約である場合

4 その他

●当社は、お申込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。
●お申込みの撤回などの時点において死亡保険金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込者などが死亡保険金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

元本欠損が生じる場合

●この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約を解約・減額する際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

●指定通貨が外貨の場合、この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

＊ 市場価格調整、為替リスク、解約控除についてはそれぞれＰ15、16、36をご参照ください。

現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ

ご契約中の保険契約について解約、減額などの契約内容変更をするときには、一般的につぎのような場合、保険契約者にとって不利益となることがあります。

●ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約したときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。

●ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して３年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金、給付金などが支払われないことがあります。

●ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

商品のしくみ

商品の特徴

この保険は、通貨および契約年齢ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直すしくみの保険料一時払方式の終身保険です。

・この商品は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

■商品のイメージ図

【基本プラン】

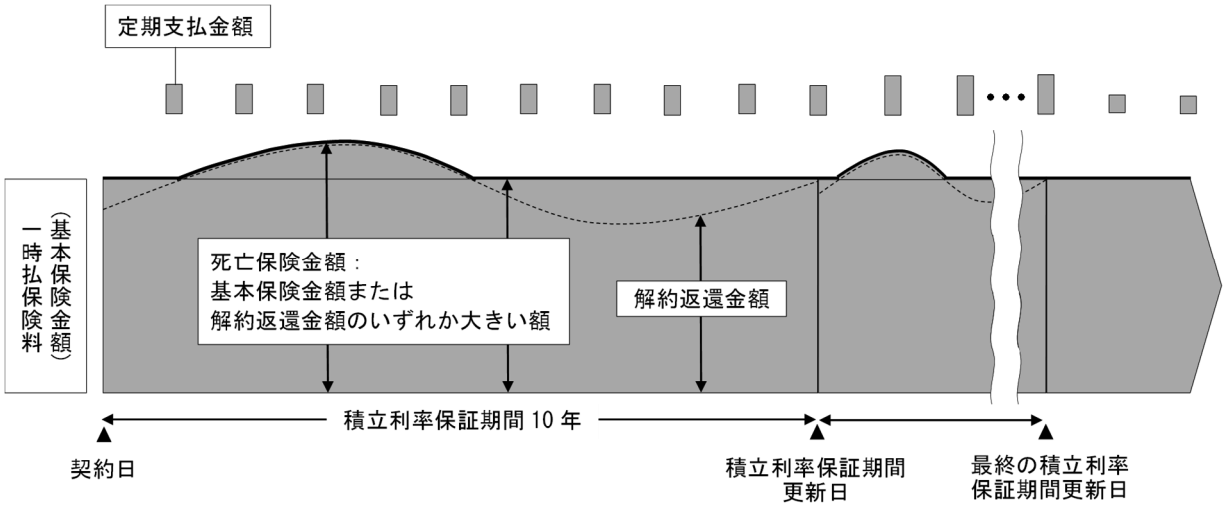

【指数プラン（「指数連動部分付定期支払金額特約」を付加）】

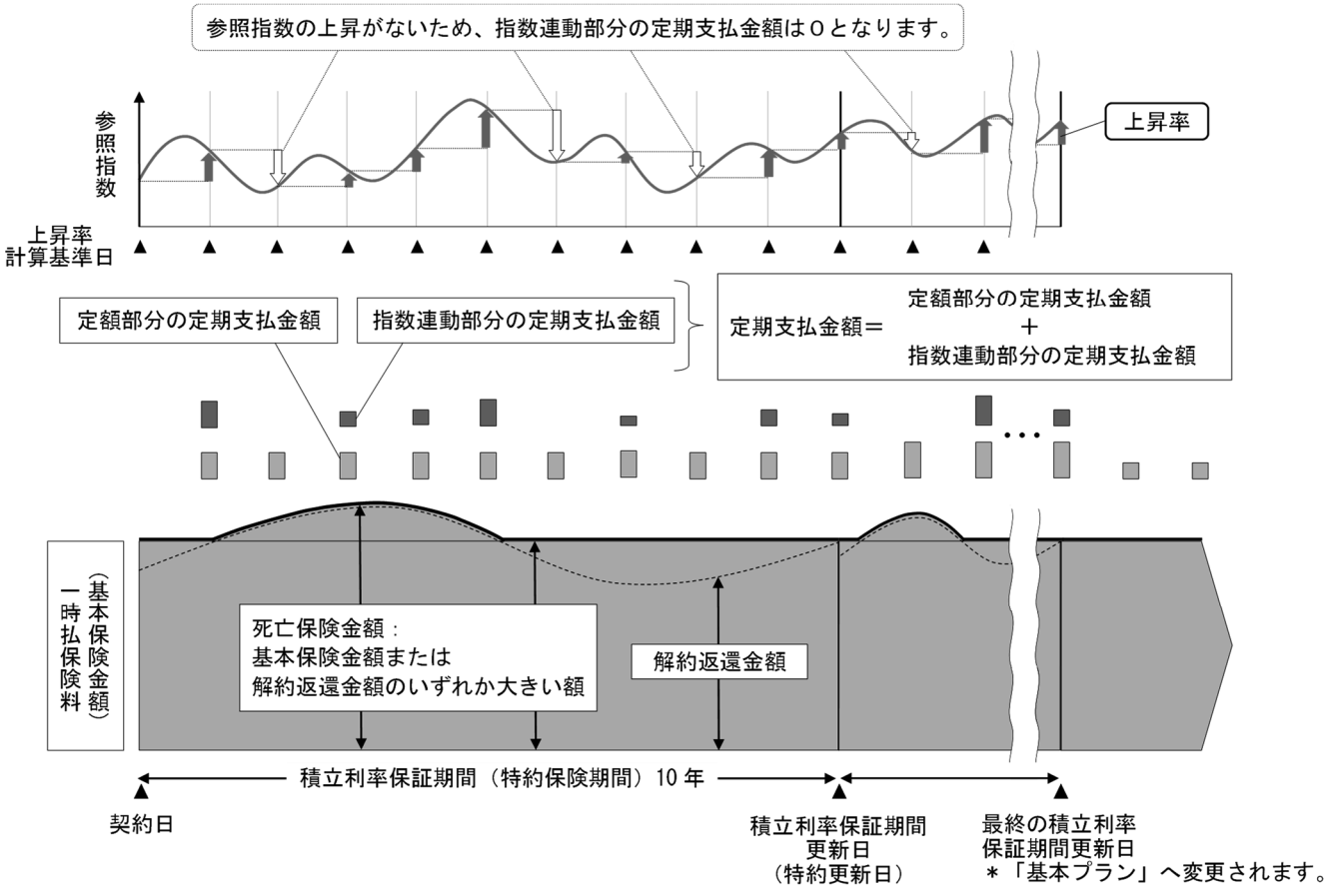

・当社所定の事由に該当する場合には、「指数連動部分付定期支払金特約」の更新は取り扱わず、「指数プラン」から「基本プラン」へ変更されます。詳細はＰ18 をご参照ください。

1 一生涯にわたり、定期支払金を毎年受け取りながら、死亡保障を確保できる終身保険です

●被保険者が死亡したときには死亡保険金を、契約日から１年経過以後の毎年の年単位の契約応当日（以下「定期支払日」といいます。）が到来した時に被保険者が生存しているときにはそのつど定期支払金をお支払いします。

●通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に、１つご指定いただきます。（※１）

※１ 金利情勢などによっては、取り扱わない通貨の種類があります。

●この保険の保険料のお払込みや死亡保険金、定期支払金のお支払いなど、ご契約にかかわる金銭の授受はすべて指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）で行います。（※２）

※２ 指定通貨が外貨の場合、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」または「定期支払金の円貨支払特約」を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。【詳細はＰ21～Ｐ22 をご参照ください】

また、死亡保険金などを外貨でお受取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまにご用意いただく必要があります。なお、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

●「指数連動部分付定期支払金特約」を付加することにより、定期支払金の一部を、所定の参照指数に連動させることができます。【詳細はＰ17 をご参照ください】

・指定通貨建の死亡保険金額は指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。ただし、指定通貨が外貨の場合、為替相場の変動による影響があることから、お支払時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額は、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

2 積立利率について

●積立利率は、通貨の種類および契約年齢（積立利率保証期間の更新が行われる場合は、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢）ごとに、毎月２回（１日と 16 日）設定します。【詳細はＰ13 をご参照ください】

●契約日における積立利率はご契約時の積立利率保証期間の満了日まで適用されます。また、積立利率保証期間を更新した場合、積立利率保証期間更新日における積立利率がその期間の満了日まで適用されます。

・お申込みから契約日までの間に積立利率が変更された場合、契約日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。

3 積立利率保証期間について

●積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいい、10 年となります。

●積立利率保証期間は、積立利率保証期間の満了日の翌日に更新し、その日を積立利率保証期間更新日とします。

・積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が 91 歳以上となる場合は、この更新を最終の更新とし、その日以後、積立利率保証期間は終身とします。
・この場合、積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とします。
・契約年齢によっては、積立利率保証期間の更新が１回となる場合があります。

4 死亡保険金額について

●被保険者が死亡した時の基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい額をお支払いします。【詳細はＰ25 をご参照ください】

5 定期支払金額について

●「基本プラン」および「指数プラン」の定期支払金額はつぎのとおりです。【詳細はＰ25 をご参照ください】

基本プラン	●定期支払金額は、『基本保険金額×「基本プラン」の定期支払率』によって計算される金額となります。 ●「基本プラン」の定期支払率は、契約日（積立利率保証期間を更新した場合は、積立利率保証期間更新日）における積立利率に応じて当社の定める方法により定め、積立利率保証期間の満了日まで適用します。
指数プラン	●定期支払金額は、つぎの（1）と（2）の合計額となります。 （1）定額部分の定期支払金額：基本保険金額×「指数プラン」の定期支払率 （2）指数連動部分の定期支払金額：基本保険金額×上昇率×連動率 ●「指数プラン」の定期支払率は、連動率および契約日（「指数連動部分付定期支払金特約」の更新が行われた場合は、積立利率保証期間更新日）における積立利率に応じて当社の定める方法により定め、特約保険期間の満了日まで適用します。

＊ 「基本プラン」の定期支払率および「指数プラン」の定期支払率は、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

＊ 「指数プラン」の詳細はＰ17 をご参照ください。

・指数連動部分の定期支払金額は定期支払日に確定するものであり、死亡保険金額や解約返還金額に参照指数の上昇による上乗せはありません。
・定期支払日の前日の参照指数の値が、上昇率計算基準日の参照指数の値を上回らなかった場合は、指数連動部分の定期支払金額は０となります。

6 解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回ることがあります

・この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、解約・減額する際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
・指定通貨が外貨の場合、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した解約返還金額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

＊ 市場価格調整、為替リスク、解約控除についてはそれぞれＰ15、16、36 をご参照ください。

7 指定通貨の変更について

●積立利率保証期間の更新に際して、指定通貨を変更することができます。【詳細はＰ30 をご参照ください】

8 その他

●この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。
●この保険には、契約者貸付制度はありません。

積立利率

●積立利率は、通貨の種類および契約年齢（積立利率保証期間の更新が行われる場合は、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢）ごとに設定するものとし、当社が積立利率を設定する日の３営業日前の日の前日における直前３日（当社が指標金利を取得する３日に限ります。）の指標金利の平均値に最大1.0%（※）を加えた率を上限とし、最大1.5%（※）を減じた率を下限とする範囲内で当社が定めた率から、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）を差し引いた利率となります。

積立利率　＝　指標金利の当社所定の期間における平均値　＋　（−1.5% ～ +1.0%）　−　保険契約関係費率

※ 指標金利と実際の運用資産との金利差および積立利率計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して、上限および下限を定めています。

●指標金利は、つぎの利回りとします。

通貨の種類	利回り
米ドル	加重平均インデックス利回り
豪ドル	加重平均インデックス利回り ＋ 豪ドル10年金利スワップレート − 米ドル10年金利スワップレート ＋ ベーシススワップスプレッド（10年）
円	加重平均インデックス利回り ＋ 円10年金利スワップレート − 米ドル10年金利スワップレート ＋ ベーシススワップスプレッド（10年）

＊ 加重平均インデックス利回りとは、つぎの（1）を25%、（2）を75%の割合で加重平均して算出した利回りのことをいいます。なお、（1）の算出において、該当する銘柄がない場合は、線形補間等により算出します。また、（1）および（2）のインデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。

（1）Bloomberg USD Treasury/Agency/Supranational/Sovereign Fixed income bond Index A-/A3 or betterの構成銘柄のうち残存年数が10年の前後１年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

（2）iBoxx 米ドル建てリキッド 投資適格指数の Annual Yield

＊ 豪ドル金利スワップレートは「豪ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（BBSW））」、米ドル金利スワップレートは「米ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（SOFR））」、円金利スワップレートは「円金利スワップレート（固定受け、変動払い（TONA））」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

＊ ベーシススワップスプレッドとは、異なる通貨で金利を交換する際に市場で観測される調整率のことをいいます。

●積立利率は、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

●当社は、上表の利回りが算出されなくなったときや長期間にわたってこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化によって上表の利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、当社は、指標金利を変更する日の２か月前までにその旨を保険契約者に通知します。

●最終の積立利率保証期間の更新の際、適用する積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とします。

●更新後の積立利率は更新後最低保証積立利率（0.01%）を下回りません。

積立利率保証期間の更新

●積立利率保証期間は、積立利率保証期間の満了日の翌日に更新し、その日を積立利率保証期間更新日とします。
●積立利率保証期間更新日における積立利率を更新日からその期間の満了日まで適用します。
●積立利率保証期間の更新の際、適用する積立利率（「指数プラン」の場合は、連動率および適用する積立利率）に応じて定期支払率が変更されます。なお、更新後の積立利率は更新後最低保証積立利率（0.01%）を下回りません。

⚠ ・積立利率保証期間の更新の際の市場環境によっては、更新後の積立利率および定期支払率が更新前の率を下回ることがあります。

【最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱い】

⚠ ・積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が 91 歳以上となる場合は、この更新を最終の更新とし、その日以後、積立利率保証期間は終身とします。

・この場合、積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とします。また、解約返還金額は解約返還金計算日の基本保険金額と同額となります。

■最終の更新のイメージ図（契約年齢 72 歳の場合の例）

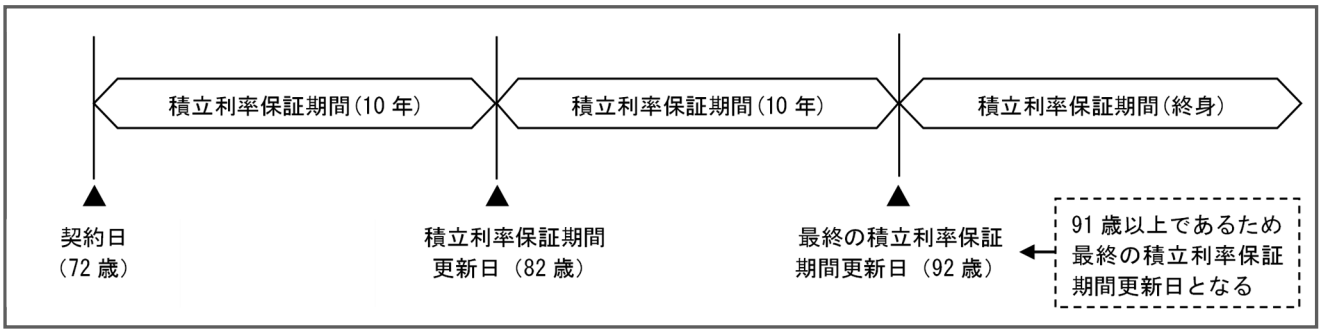

市場価格調整

この保険では、解約や基本保険金額を減額する場合などに、市場価格調整を行います。

●市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための手法のことをいいます。解約返還金額などの計算に際して、その時の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、基本保険金額とのかい離を調整することで、運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させます。

●市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。ただし、解約返還金計算日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、市場価格調整率は０とします。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率（※１）}}{1 + \text{解約返還金計算日の市場価格調整用利率（※２）} + \text{当社の定める率（※３）}} \right)^{\text{月数（※４）／12}}$$

※１ 適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

※２ 解約返還金計算日の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）とし、この保険と同一の通貨が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、この保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

※３ 当社の定める率は、0.10%とします。

※４ 月数とは、残存月数（積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、１か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）とします。

＊ 市場価格調整用利率は、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

＊ 解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月１日と16日）と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数（0.10%）を設定しています。

このため、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の基本保険金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

■基本保険金額に対して控除される率の例（契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と解約返還金計算日に適用される市場価格調整用利率が 1.00%の場合）

残存年数（※５）		10 年	９年	８年	７年	６年	５年	４年	３年	２年	１年
積立利率保証期間	10 年	0.98%	0.88%	0.79%	0.69%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.19%	0.10%

※５ 積立利率保証期間の満了日までの残存年数とします。

⚠
・市場価格調整の手法により、解約などをする際に、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と比して市場金利が上昇した場合は解約返還金額などが減少し、逆に市場金利が低下した場合は解約返還金額などが増加する傾向にあります。

・積立利率保証期間更新日の翌日から一定期間は、市場金利に変動がない場合でも、解約返還金額などが直前の積立利率保証期間満了時の解約返還金額などを下回る傾向にあります。

●解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。【解約返還金額の計算方法の詳細はＰ28 をご参照ください】

解約返還金額 ＝ 解約返還金計算日の基本保険金額 × （ １ － 市場価格調整率 ）－ 解約控除の額（※６）

※６ 契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

＊ 最終の積立利率保証期間更新日以後は、解約返還金額は解約返還金計算日の基本保険金額と同額となります。

為替リスク

◆指定通貨が外貨の場合に生じるリスクです。

●為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。

●この保険は、指定通貨が外貨の場合、為替相場の変動による影響を受けます。

> ・為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り損失が生じる場合があります。

●定期支払金を円貨で受け取る場合、毎年の定期支払日の為替レートで円貨に換算するため、同一の積立利率保証期間における定期支払金であっても、円貨での受取額は変動します。

●この保険にかかる為替リスクは、保険契約者または死亡保険金受取人に帰属します。

■為替リスクの例（米ドルの場合）

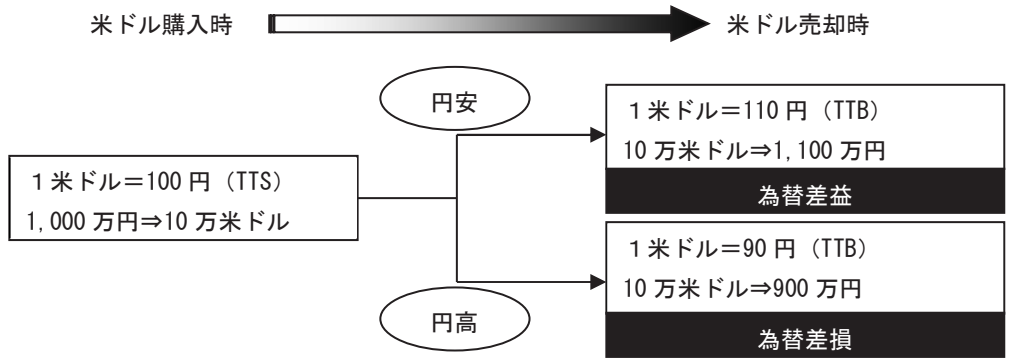

●対顧客電信売相場（TTS）…お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

●対顧客電信買相場（TTB）…お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

●対顧客電信売買相場仲値（TTM）…対顧客電信売相場（TTS）と対顧客電信買相場（TTB）の中間の値です。

＊ 為替相場に変動がない場合（TTMが同値の場合）でも、TTS・TTBには差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。

指数連動部分付定期支払金特約

この特約を付加することにより、定期支払金の一部を、所定の参照指数に連動させることができます。

＊ この特約を付加しているご契約を「指数プラン」と呼称しております。

●この特約は、ご契約の締結の際に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。

＊ 指数連動の型は「判定期間満了時確定型」をご指定いただきます。

＊ 指数連動定期支払日の基準年数（以下「基準年数」といいます。）は１年をご指定いただきます。

指数連動定期支払日は、契約日（特約の更新が行われた場合は特約更新日）から基準年数ごとに到来する特約保険期間中の年単位の契約応当日（特約保険期間の満了日の直後の年単位の契約応当日を含みます。）とし、定期支払日と同日となります。

＊ 参照指数は、指定通貨が米ドルの場合は「米国投資戦略指数（米ドル）」を、豪ドルの場合は「米国投資戦略指数（豪ドル）」を、円の場合は「米国投資戦略指数（円）」をご指定いただきます。

＊ 連動率は、指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は100%を、円の場合は15%をご指定いただきます。

＊ ご契約後、指数連動の型、基準年数、参照指数および連動率の変更はできません。（この特約の更新に際して指定通貨を変更する場合は、参照指数および連動率を改めてご指定いただきます。指定通貨の変更の詳細はＰ30 をご参照ください。）

●特約保険期間は、積立利率保証期間と同一（10 年）とし、保険契約者がその満了日までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、特約保険期間の満了日の翌日に自動的に更新されます。詳細は「2 特約の更新について」（Ｐ18）をご参照ください。

・この特約のみの解約は取り扱いません。

■イメージ図

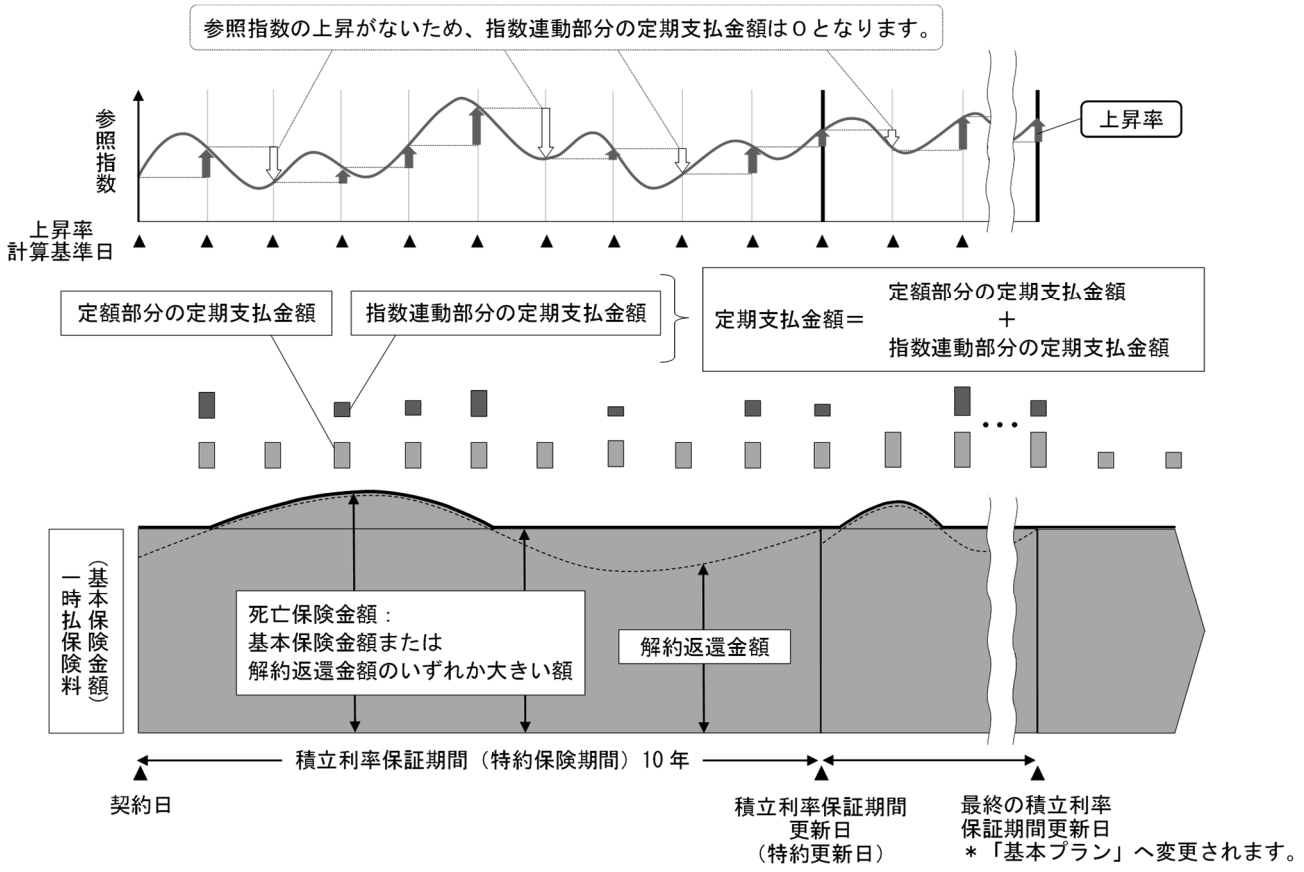

1 定期支払金額について

●定期支払金額は、つぎの（1）と（2）の合計額となります。

（1）定額部分の定期支払金額＝基本保険金額×定期支払率

（2）指数連動部分の定期支払金額＝基本保険金額×上昇率×連動率

●定期支払率は、連動率および契約日（この特約の更新が行われた場合は、積立利率保証期間更新日）における積立利率に応じて当社の定める方法により定め、特約保険期間の満了日まで適用します。ただし、定期支払日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、その定期支払日の前日に適用されていた定期支払率を定額部分の定期支払金額の計算に適用します。なお、この特約の更新の際、連動率および適用する積立利率に応じて定期支払率が変更され、定額部分の定期支払金額が定まります。

●上昇率とは、定期支払日の前日の参照指数の値が上昇率計算基準日（※１）の参照指数の値に対して上昇した割合のことをいい、つぎの算式により計算されます。なお、０%未満の場合は０%とします。

$$\text{上昇率}(\%) = \frac{\text{定期支払日の前日の参照指数の値} - \text{上昇率計算基準日の参照指数の値}}{\text{上昇率計算基準日の参照指数の値}} \times 100\ (\%)$$

＊ 参照指数の値は、その日の末に当社が取得できる最新の参照指数の終値とします。その日が当社の休業日の場合は直前の営業日とします。

※１ 上昇率計算基準日とは、第１回の定期支払金の計算においては当社の責任が開始される日から起算して８日後となる日または当社が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日の翌日とし、第２回以後の定期支払金の計算においては直前の定期支払日の前日とします。【当社の責任が開始される日の詳細はP27 をご参照ください】

●参照指数の詳細は、「3 参照指数」（P19）をご参照ください。

⚠
- 指数連動部分の定期支払金額は定期支払日に確定するものであり、死亡保険金額や解約返還金額に参照指数の上昇による上乗せはありません。
- 定期支払日の前日の参照指数の値が、上昇率計算基準日の参照指数の値を上回らなかった場合は、指数連動部分の定期支払金額は０となります。

2 特約の更新について

●特約保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は特約保険期間の満了日の翌日（この日を特約更新日とします。）に自動的に更新され、「指数プラン」が継続されます。

●この特約の更新が行われた場合には、更新後の特約の内容（指数連動の型、基準年数、参照指数および連動率）は、更新前の特約の内容と同一とします。（この特約の更新に際して指定通貨を変更する場合は、参照指数および連動率を改めてご指定いただきます。指定通貨の変更の詳細はP30 をご参照ください。）また、更新後の特約には、契約日における特約条項が適用されます。

●特約保険期間の満了日までに、保険契約者からこの特約を継続しない旨の申出があった場合は、この特約は更新されず、特約保険期間の満了日の翌日に「指数プラン」から「基本プラン」へ変更されます。

＊ 「基本プラン」から「指数プラン」への変更は取り扱いません。

⚠
- つぎのいずれかに該当する場合には、この特約の更新は取り扱わず、特約保険期間の満了日の翌日に「指数プラン」から「基本プラン」へ変更されます。

（1） 特約保険期間の満了日の翌日が、最終の積立利率保証期間更新日であるとき

（2） 特約保険期間の満了日の翌日に、ご契約時のこの特約の内容（指数連動の型、基準年数、参照指数および連動率）と同一内容の特約の付加を取り扱っていないとき

（3） 特約保険期間の満了日の翌日における積立利率に応じて計算される定期支払率が、当社の定める水準に満たないとき

3 参照指数

(1) 参照指数について

●参照指数とは、米国株式および米国債券を投資対象とする資産バスケットに対して、所定のルールに基づき、資産配分の見直しおよび２段階のリスク・コントロールを行った投資戦略の運用成果を示す指数のことです。指定通貨に応じてつぎのとおりとします。

指定通貨	米ドル	豪ドル	円
指数の名称	米国投資戦略指数（米ドル）	米国投資戦略指数（豪ドル）	米国投資戦略指数（円）
指数の名称（英文）	U.S. Investment USD Strategy	U.S. Investment AUD Strategy	U.S. Investment JPY Strategy
指数スポンサー	ＢＮＰパリバ		

(2) 参照指数のしくみ

●参照指数のしくみについては、以下のとおりです。

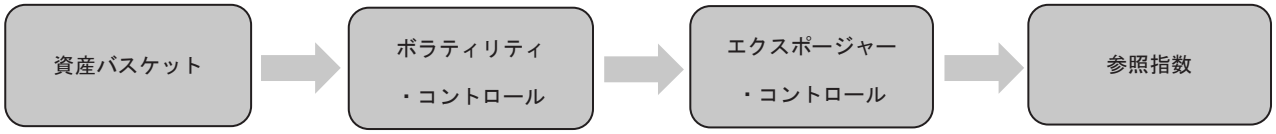

① 資産バスケット

●資産バスケットは、米国株式および米国債券の２つを対象資産として構成されます。

対象資産	投資対象	構成要素
米国株式	米国の株価指数先物	米国の株式市場の先物に対するロール指数
		米国の株式市場の先物に対する日中モメンタム戦略指数
米国債券	米国 10 年国債先物	米国の国債市場の先物に対するロール指数

●対象資産のうち、米国株式は、米国の株式市場の先物に対するロール指数および米国の株式市場の先物に対する日中モメンタム戦略指数から構成されます。米国の株式市場における日中の値動きのモメンタムを捉えるため、米国の株式市場の取引時間内において、米国の株式市場の先物に対する運用総額（ポジション量）を０～25%の間で機動的に調整します。取引時間外においては、米国の株式市場の先物に対するポジション量は常に 25%とします。

●対象資産のうち、米国債券は、米国の国債市場の先物に対するロール指数で構成されます。米国の国債市場における中長期の値動きのモメンタムを捉えるため、米国短期金利先物の価格推移に基づき、日次で米国の国債市場の先物に対するポジション量を０～75%の間で機動的に調整します。

② ボラティリティ・コントロール

●資産バスケットの過去の価格変動率（ボラティリティ）を計測し、５%となるように全体のポジション量を日次で調整します。ボラティリティの水準に応じ、資産バスケットのポジション量を最大 150%まで引き上げることもあります。以下、当該ルールに基づき調整されたポジション量を「ボラティリティ・コントロール比率」、調整されたポジション量で構築される戦略を「ボラティリティ・コントロール戦略」といいます。

＊ 将来のボラティリティが一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、年率５%の収益を目標としていることを意味するものではありません。投資環境によっては、参照指数のボラティリティが当初意図した水準を下回るもしくは上回る場合があります。

③ エクスポージャー・コントロール

●ボラティリティ・コントロール戦略の過去１年間のリターンに基づき、シグナルを計測し、全体のポジション量を日次で調整します。なお、シグナルの計測にあたっては、ボラティリティ・コントロール戦略から年率１%の戦略控除率（※２）を控除したリターンを用います。以下、当該ルールに基づき調整されたポジション量を「エクスポージャー・コントロール比率」といいます。シグナルは、リターンが正となった場合には＋15%、リターンが負となった場合には－15%とします。エクスポージャー・コントロール比率は、直近の同比率と計測されたシグナルを合計して決定されます。ただし、エクスポージャー・コントロール比率は最小で 25%、最大で 100%とします。

●②および③で計算されたボラティリティ・コントロール比率とエクスポージャー・コントロール比率を掛け合わせた割合を、資産バスケットのポジション量として構築した戦略を「エクスポージャー・コントロール戦略（米ドル）」といいます。

●エクスポージャー・コントロール戦略（米ドル）において、資産バスケットのポジション以外の部分については短期金融資産（現金）に振り替えます。短期金融資産（現金）の部分については利回りをゼロとします。エクスポージャー・コントロール戦略（米ドル）の算出にあたっては、年率１%の戦略控除率（※２）が控除されます。

※２ 戦略控除率は、連動率の水準を高めるために設定します。なお、連動率とは、参照指数の上昇を指数連動部分の定期支払金額に反映させる割合のことで、指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は 100%、円の場合は 15%とします。

●エクスポージャー・コントロール戦略（豪ドル）は、エクスポージャー・コントロール戦略（米ドル）の日々の損益部分に対して、対豪ドルで換算を行い構築します。

●エクスポージャー・コントロール戦略（円）は、エクスポージャー・コントロール戦略（米ドル）の日々の損益部分に対して、対円で換算を行い構築します。

＊ ①～③の各段階で、複製コスト（事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。）が控除されます。

＊ 複製コストは、参照指数の各構成要素を実質的に保有・売買する際に発生する取引費用等に相当するコストです。

④ 参照指数

●各東京営業日に、一番直近に取得できるエクスポージャー・コントロール戦略（米ドル）、エクスポージャー・コントロール戦略（豪ドル）およびエクスポージャー・コントロール戦略（円）の価額を、当該東京営業日における参照指数（米ドル）、参照指数（豪ドル）および参照指数（円）の価額とします。

●通常は、各構成要素にかかる２営業日前の終値を基にしています。

⚠ ・参照指数の内容は 2026 年２月現在のものであり、将来変更されることがあります。

(3) その他

⚠ ・当社は、将来この保険のために指定した参照指数を、その参照指数が消滅する等の理由により変更することがあります。この場合、当社は、参照指数を変更する日の２か月前までに、新たな参照指数の内容および参照指数を変更する日について保険契約者に通知します。

参照指数にかかる留意事項はＰ42 をご参照ください。

保険料円貨入金特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、円貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

●円貨でお払い込みいただく金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額を当社が受領する日（※１）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※２）を上限とする当社所定の為替レート（※３）となります。

※１ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※２ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※３ 「TTM＋50銭」とします。（2026年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

●この特約を付加した場合、ご契約時の主契約の基本保険金額は、指定通貨建の一時払保険料と同額となります。

保険料外貨入金特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、指定通貨と異なる外貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

●お払い込みいただける通貨の種類は、指定通貨が米ドルの場合は豪ドル、指定通貨が豪ドルの場合は米ドルとなります。

●指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただく金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、外貨払込金額を当社が受領する日（※１）における当社が指標として指定する金融機関が公示するお払い込みいただく外貨の対顧客電信買相場（TTB）（※２）を指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（※２）で除すことによって得られるレートを下限とする当社所定の為替レート（※３）となります。

※１ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※２ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※３ 「（払込通貨のTTM－25銭）÷（指定通貨のTTM＋25銭）」とします。（2026年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

●この特約を付加した場合、ご契約時の主契約の基本保険金額は、指定通貨建の一時払保険料と同額となります。

円貨支払特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、主契約の死亡保険金などを円貨により受け取ることができます。

●この特約は、死亡保険金などのご請求の際に、死亡保険金受取人などからのお申出により付加できます。

●外貨建の死亡保険金などの円貨への換算に適用する為替レートは、下表の円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※１）を下限とする当社所定の為替レート（※２）となります。

※１　１日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※２　「TTM－50銭」とします。（2026年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

■お申出いただく方および円貨に換算する日は、項目ごとにつぎのとおりとなります。

項目	お申出いただく方	円貨に換算する日
①死亡保険金	死亡保険金受取人	請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（※３）
②解約返還金	保険契約者	
③その他の返還金	保険契約者	返還金を当社が支払う日

※３　その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

定期支払金の円貨支払特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、定期支払金を円貨により受け取ることができます。

●この特約は、保険契約者からのお申出により付加できます。なお、定期支払金額（「指数プラン」の場合は定額部分の定期支払金額）が当社所定の金額に満たない場合は必ず付加していただきます。

●定期支払金の円貨への換算に適用する為替レートは、支払われる定期支払金ごとの定期支払日（※１）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※２）を下限とする当社所定の為替レート（※３）となります。

※１　その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※２　１日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※３　「TTM」とします。（2026年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

●この特約を解約した場合、指定通貨によるお受取りとなります。

●指定通貨を円貨に変更した場合は、この特約は消滅したものとみなします。

⚠ ・定期支払金を毎年の定期支払日における当社所定の為替レートで円貨に換算します。したがって、為替相場の変動による影響があることから、同一の積立利率保証期間における定期支払金であっても、円貨での受取額は変動します。

「円貨支払特約」および「定期支払金の円貨支払特約」については、2026 年４月現在のお取扱いをご説明しており、将来変更することがあります。ご契約後に特約の付加を検討される場合は、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

保険契約者代理特約

この特約を付加することにより、保険契約者（年金支払に移行後は、年金の受取人とします。以下同じ。）が被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。以下同じ。）および当社の承諾を得てあらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者がご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。

1 代理手続きができる場合

●保険契約者がつぎのいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わってご契約に関する手続きを行うことができます。

(1) 認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
(2) (1)に準じる状態であると当社が認めた場合

2 代理手続きの対象となる手続き

●保険契約者代理人は、保険契約の解約等、保険契約者が行うことができる手続きを代理することができます。(※) ただし、つぎの手続きは代理手続きの対象外です。

・保険契約者の変更
・保険金等の受取人の変更
・保険契約者代理人の変更

※ 保険契約者と保険金等の受取人が同一人の場合、保険金等の受取人が行うことができる請求手続きも代理することができます。

3 保険契約者代理人について

●保険契約者代理人は、保険契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て、あらかじめご指定いただいた方となります。ただし、手続時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。

(1) 保険契約者の戸籍上の配偶者
(2) 保険契約者の直系血族
(3) 保険契約者の３親等内の親族
(4) 保険契約者と同居しまたは生計を一にしている方
(5) 保険契約者の財産管理を行っている方
(6) 被保険者
(7) 保険金等の受取人
(8) その他(4)～(7)と同等の関係がある方
＊ (4)～(8)は当社が認めた方に限ります。

●保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。この場合も、手続時において、上記の範囲内に該当することが必要です。

■戸籍上の配偶者、直系血族および３親等内の親族

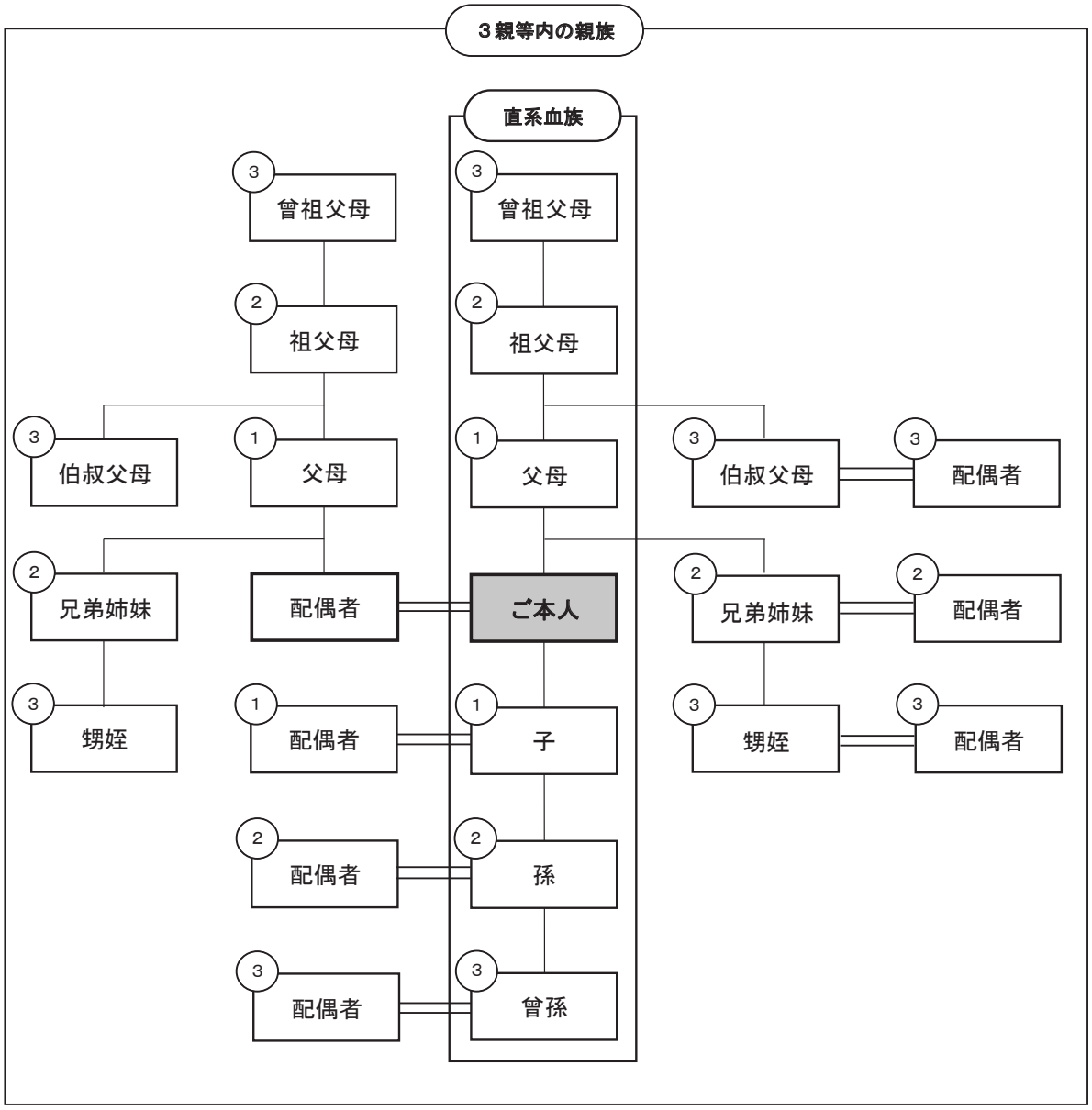

●故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者をご契約に関する手続きができない状態に該当させた者は、代理手続きを行うことはできません。

・保険契約者が法人である場合は、この特約の付加はできません。
・保険契約者代理人からの申出に基づいて代理手続きを行った場合、当社から保険契約者にその旨のご連絡はいたしません。したがって、代理手続きの内容について保険契約者代理人しか了知しない状況で、以後の契約内容が変わることや、ご契約が消滅することがあります。
・代理手続きにより保険金などの諸支払金をお支払いした場合には、その後同一の諸支払金の請求を受けても、重複してお支払いはしません。

◆ お願い

もしものときに保険契約者代理人が保険契約者の意向に沿った手続きができるように、保険契約者代理人を指定されるときや変更されるときには、保険契約者代理人になられる方へ、事前にご契約内容および保険契約者代理人が代理できる手続きの内容等についてお伝えください。

死亡保険金および定期支払金のお支払い

死亡保険金のお支払い

この保険における死亡保険金のお支払事由、お支払額および受取人はつぎのとおりです。

	お支払事由	お支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額 ①基本保険金額 ②解約返還金額	死亡保険金受取人

定期支払金のお支払い

この保険における「基本プラン」および「指数プラン」の定期支払金のお支払事由、お支払額および受取人はつぎのとおりです。

		お支払事由	お支払額	受取人
定期支払金	基本プラン	契約日から起算して１年経過以後の毎年の年単位の契約応当日（定期支払日）（※１）が到来した時に被保険者が生存しているとき	『基本保険金額×「基本プラン」の定期支払率』によって計算される金額	保険契約者（※２）
	指数プラン		つぎの（1）と（2）の合計額【詳細はP18をご参照ください】 （1）定額部分の定期支払金額： 基本保険金額×「指数プラン」の定期支払率 （2）指数連動部分の定期支払金額： 基本保険金額×上昇率×連動率	

※１ 契約応当日がない月の場合は、その月の末日を定期支払日とします。

※２ 定期支払金の受取人を保険契約者以外に変更することはできません。

- 「基本プラン」の定期支払率は、契約日（積立利率保証期間を更新した場合は、積立利率保証期間更新日）における積立利率に応じて当社の定める方法により定め、積立利率保証期間の満了日まで適用します。ただし、定期支払日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、その定期支払日の前日に適用されていた「基本プラン」の定期支払率を適用します。なお、積立利率保証期間の更新の際、適用する積立利率に応じて「基本プラン」の定期支払率が変更され、「基本プラン」の定期支払金額が定まります。【「指数プラン」の定期支払率の詳細はP18をご参照ください】
- 最終の積立利率保証期間の更新の際、積立利率保証期間は終身となり、以後更新しません。【詳細はP14をご参照ください】そのため、最終の積立利率保証期間更新日後は、定期支払率の変更はありません。
- 死亡保険金の支払事由の発生後も定期支払金が保険契約者に支払われていたときは、死亡保険金またはその他の返還金からその支払われていた定期支払金を差し引きます。

死亡保険金および定期支払金をお支払いできない場合

・つぎの①～⑤のいずれかに該当する場合、死亡保険金および定期支払金をお支払いできません。また、死亡保険金および定期支払金のお支払いのご請求に際して、事実の確認をさせていただくことがあります。

	免責・消滅事由	左記の場合の返還金の取扱い	
		金額	返還先
免責となる場合（死亡保険金）	①保険契約者の故意により被保険者が死亡したとき（被保険者が自殺したときを除きます。）	被保険者が死亡した時の解約返還金と同額	保険契約者
	②死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡したとき（被保険者が自殺したときおよび①のときを除きます。）	被保険者が死亡した時の基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい額と同額（※１）	保険契約者
ご契約が消滅する場合	③重大事由によりご契約が解除されたとき	解除の通知を発信した日の解約返還金と同額。ただし、被保険者死亡のときは死亡した日の解約返還金と同額。	保険契約者
	④ご契約の締結に際し詐欺があったため、当社がご契約を取り消したとき	なし（保険料の払戻しはありません。）	なし
	⑤死亡保険金の不法取得目的をもって締結されたものとして、ご契約が無効になったとき	なし（保険料の払戻しはありません。）	なし

※１ 死亡保険金の一部の受取人の故意によるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい額と同額の返還金を保険契約者にお支払いします。

■重大事由とはつぎの場合をいいます。（免責・消滅事由③の内容）

(1) 保険契約者または死亡保険金受取人がご契約の死亡保険金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) このご契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人が反社会的勢力（※２）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※３）を有していると認められるとき

※２ 暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※３ 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

(4) (1) ～ (3) のほか、当社の保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由がある場合

＊ 上記に定める事由が生じた後に、死亡保険金または定期支払金のお支払事由が生じていたときは、当社は死亡保険金または定期支払金をお支払いしません。((3) の事由にのみ該当した場合で、該当した者が複数の受取人のうち一部のみであったときに限り、死亡保険金のうち、(3) に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた死亡保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者にお支払いします。）また、すでに死亡保険金または定期支払金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。

ご契約に際して

告知

この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

ご契約内容などの確認

ご契約のお申込み後または死亡保険金などのご請求があったときに、当社社員または当社が委託した者が、お申込みの事実やご契約内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがあります。

ご契約の成立と保障の責任開始期

ご契約は、お客さまのお申込みと当社の承諾によって成立します。当社がお客さまのお申込みを承諾した場合には、保険証券の交付を行い承諾の通知といたします。この場合、一時払保険料（充当金）を当社が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。

責任開始期を図示すると、つぎのとおりとなります。

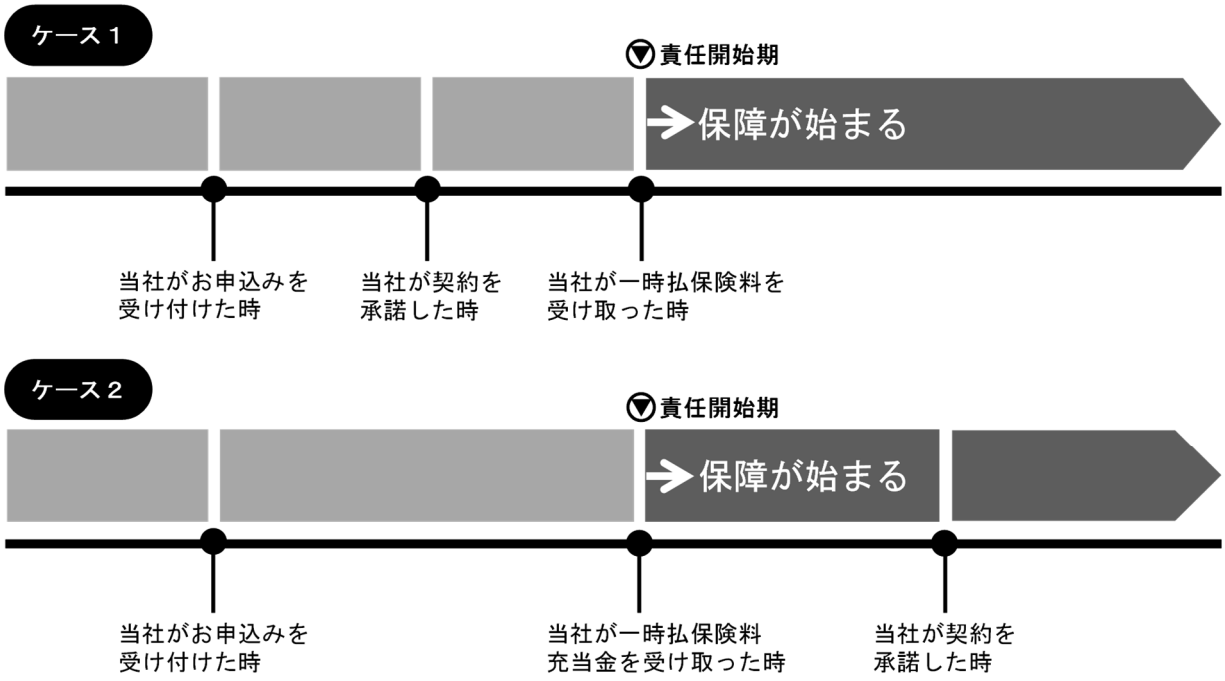

■契約日について

●この保険の契約日は、当社の責任が開始される日となります。

ご契約後について

解約と解約返還金

1 解約

●いつでも将来に向って、ご契約を解約することができます。

●ご契約を解約する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。（※１）請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に解約の効力が生じます。

●ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

●請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とし、その日の基本保険金額を基準として解約返還金額を計算します。

※１ 第一フロンティア生命マイページにて解約手続きを行うこともできます。この場合、解約の効力が生じる日（＝解約日）および解約返還金計算日については、フロンティアＷＥＢお手続きサービス利用規約をご確認ください。

2 解約返還金

●ご契約を解約した場合には、解約返還金が支払われます。

●解約返還金額は、つぎの（1）の額から、（2）の額を差し引いて計算されます。

（1） 解約返還金計算日の基本保険金額 × （１ － 市場価格調整率）

（2） 解約控除の額（この保険の基本保険金額に解約控除率（※２）を乗じた額）

※２ 解約控除率は経過年数、契約年齢および適用されている積立利率に応じた率となります。なお、契約日の 10 年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。【詳細はP36 をご参照ください】

＊ 解約返還金計算日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、市場価格調整率は０とし、解約返還金額は積立利率保証期間更新日の基本保険金額と同額となります。

＊ 最終の積立利率保証期間更新日以後は、解約返還金額は解約返還金計算日の基本保険金額と同額となります。

■（1）の額の計算例（指定通貨が米ドル、積立利率保証期間が 10 年（120 か月）、基本保険金額が 100,000 米ドルで、契約日から３年（36 か月）を経過した年単位の契約応当日の前日に解約返還金額を計算する場合）

●例１

・解約返還金計算日の基本保険金額（①）100,000 米ドル
・適用されている積立利率の算出時の
　市場価格調整用利率（②） 2.0%
・解約返還金計算日の
　市場価格調整用利率（③） 2.5%
・月数（④＝120 か月-36 か月） 84 か月

$$\text{市場価格調整率（⑤）} = 1 - \left(\frac{1+②}{1+③+0.10\%}\right)^{④/12}$$

$$= 1 - \left(\frac{1+0.02}{1+0.025+0.001}\right)^{84/12}$$

$$= 0.0402$$

（1）の額 ＝①×（１－⑤）
＝ 100,000 米ドル×（１－0.0402）
＝ 95,980 米ドル

●例２

・解約返還金計算日の基本保険金額（①）100,000 米ドル
・適用されている積立利率の算出時の
　市場価格調整用利率（②） 2.0%
・解約返還金計算日の
　市場価格調整用利率（③） 1.5%
・月数（④＝120 か月-36 か月） 84 か月

$$\text{市場価格調整率（⑤）} = 1 - \left(\frac{1+②}{1+③+0.10\%}\right)^{④/12}$$

$$= 1 - \left(\frac{1+0.02}{1+0.015+0.001}\right)^{84/12}$$

$$= -0.0279$$

（1）の額 ＝①×（１－⑤）
＝ 100,000 米ドル×（１－（－0.0279））
＝ 102,790 米ドル

＊ 上記の計算例は、端数処理などが実際の取扱いと異なります。

＊ 市場価格調整率および月数の詳細はＰ15 をご参照ください。

■解約返還金額例（指定通貨が米ドル、女性 60 歳、基本保険金額（＝一時払保険料）が 100,000 米ドル、適用されている積立利率が 3.5%、適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率が 3.5%の場合）

経過期間	解約返還金額（米ドル）				
	市場価格調整用利率の変動幅				
	3.0%上昇	1.0%上昇	同水準	1.0%低下	3.0%低下
＜参考＞１日	－	－	93,046	－	－
１年	71,462	85,604	93,742	102,698	123,440
３年	77,336	88,748	95,134	102,027	117,521
５年	83,493	91,934	96,526	101,387	111,996
７年	89,952	95,163	97,918	100,780	106,842
10 年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

＊ 基本保険金額の減額などがないものと仮定して計算したものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。

＊ 「市場価格調整用利率の変動幅」とは、「解約返還金計算日の市場価格調整用利率」と「適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率」との差のことをいいます。例示の市場価格調整用利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約返還金額が例示の金額を下回る場合があります。【詳細はＰ15 をご参照ください】

＊ 解約返還金額は、経過期間が１日の場合は契約日の金額を、１年から 10 年の場合は年単位の契約応当日の金額を例示しています。また、解約返還金額は、解約控除（この保険の基本保険金額×（経過年数、契約年齢および適用されている積立利率に応じた）解約控除率）を差し引いて計算しています。【詳細はＰ36 をご参照ください】

＊ 解約返還金額の数値は、１米ドル未満切捨てにより表示しています。

＊ 経過期間が１日の場合の金額を例示していますが、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して８日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、クーリング・オフ制度を利用することができます。【詳細はＰ７をご参照ください】

・市場価格調整を行うこと、解約・減額する際に解約控除がかかることなどの理由により、ご契約後短期間で解約したときの解約返還金額は、一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。

基本保険金額の減額

基本保険金額の減額により、減額部分の解約返還金を受け取ることができます。（※）

基本保険金額を減額する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。その際、減額する基本保険金額をご指定ください。（ただし、減額後の基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。）請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に基本保険金額の減額の効力が生じます。

なお、減額後の定期支払金額は、減額後の基本保険金額をもとに計算した金額となります。

※ 減額部分は解約したものとして取り扱い、減額分の解約返還金額は、解約返還金計算日の基本保険金額を基準として計算します。具体的な取扱いは、「解約と解約返還金」（Ｐ28）をご参照ください。

被保険者による保険契約者への解約の請求

保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

①保険契約者または死亡保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡保険金のお支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合

②死亡保険金受取人がこのご契約の死亡保険金の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合

③上記①および②のほか、被保険者の保険契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

死亡保険金受取人によるご契約の存続

保険契約者の差押債権者、破産管財人など（以下「債権者など」といいます。）によるご契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下同じ。）は、解約の通知が当社に到着した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす死亡保険金受取人はご契約を存続させることができます。

①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること

②保険契約者でないこと

死亡保険金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から１か月を経過する日までの間に、つぎのすべての手続きを行う必要があります。

①保険契約者の同意を得ること

②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を、債権者などに対して支払うこと

③上記②について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

指定通貨の変更

●指定通貨が外貨の場合、積立利率保証期間の更新に際して、当社の定める取扱範囲で指定通貨を変更することができます。

＊ 円貨から外貨への指定通貨の変更は取り扱いません。

●指定通貨を変更した場合、ご契約にかかわる金銭の授受はすべて変更後の指定通貨で行います。ただし、その積立利率保証期間更新日にお支払いする定期支払金は、変更前の指定通貨によりお支払いします。

●指定通貨を変更した場合、変更前の指定通貨の基本保険金額を当社所定の為替レートを用いて変更後の指定通貨に換算した金額を更新後の基本保険金額とします。

●変更前の指定通貨建の基本保険金額を、変更後の指定通貨へ換算する際に適用する為替レートは、変更後の指定通貨が変更前の指定通貨と異なる外貨の場合、積立利率保証期間更新日（※１）における当社が指標として指定する金融機関が公示する変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（※２）を変更後の指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（※２）で除すことによって得られるレートを下限とする当社所定の為替レート（※３）、変更後の指定通貨が円貨の場合、積立利率保証期間更新日における当社が指標として指定する金融機関が公示する変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（※２）を下限とする当社所定の為替レート（※４）とします。

※１ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※２ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※３ 「（変更前の指定通貨のTTM－25銭）÷（変更後の指定通貨のTTM＋25銭）」とします。（2026年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

※４ 「TTM－50銭」とします。（2026年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

●最終の積立利率保証期間更新日後は、指定通貨の変更は取り扱いません。

・変更後の指定通貨に換算した基本保険金額が当社所定の金額に満たない場合は、指定通貨を変更した積立利率保証期間の更新は取り扱いません。

保険契約者および死亡保険金受取人の変更

(1) 保険契約者の変更

●保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。

●保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利など）はすべて新たな保険契約者に引き継がれます。

(2) 死亡保険金受取人の変更

●保険契約者は、死亡保険金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。

●死亡保険金受取人は、原則として被保険者の配偶者または被保険者の３親等内の姻族もしくは６親等内の血族である方のうちからご指定願います。

■死亡保険金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。

●新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。

●死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更手続きが行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

＊ 死亡保険金受取人となった人が２人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等となります。

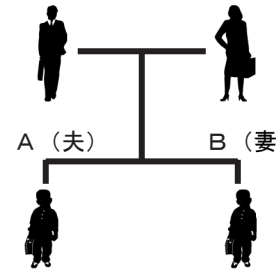

（例）保険契約者および被保険者：Ａさん　死亡保険金受取人：Ｂさん

●Ｂさんが死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きが行われていない間は、Ｂさんの死亡時の法定相続人であるＡさん、ＣさんおよびＤさんが死亡保険金受取人となります。

●その後、Ａさんが死亡した場合は、ＣさんおよびＤさんが死亡保険金受取人となります。この場合、ＣさんおよびＤさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ 50%ずつ）となります。

＊ 死亡保険金受取人の範囲などは、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡した順序などにより決まります。詳しくは、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

(3) 遺言による死亡保険金受取人の変更

●死亡保険金受取人の変更については、法律上有効な遺言により行うことができます。この場合、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。）から当社へご通知ください。

●遺言による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

⚠ ・当社が死亡保険金受取人の変更の通知を受ける前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

◆死亡保険金の税法上の取扱い

●死亡保険金をお受取りの際は、保険契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。

●保険契約者または死亡保険金受取人の変更の際は、税法上の取扱いを十分ご確認のうえご請求願います。

住所などの変更・保険証券の再発行のお手続き

1 住所などの変更

(1) 住所・電話番号を変更するとき

すみやかにお客さまサービスセンターに、つぎの事項をご連絡ください。

・保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）

・保険契約者名　・新住所と電話番号　・旧住所

(2) 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、保険契約者代理人が改姓または改名したとき

すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

⚠ ・住所・電話番号の変更などについて当社へご連絡がない場合、当社から大切なお知らせなどの通知をお届けできなくなるため、必ずご連絡ください。

2 保険証券の再発行

●保険証券を紛失または盗難にあわれた場合、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

死亡保険金または定期支払金のご請求方法

死亡保険金または定期支払金の支払事由が生じた場合には、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。請求書類など、ご請求にあたっての詳しいご案内をさせていただきます。

●諸手続きをする場合には、ご本人であることを確認させていただいていますので、ご了承願います。また、代理人の方が手続きする場合には、委任状および代理人の方の本人確認のできる書類などが必要です。

●団体（個人事業主を含みます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その従業員を被保険者とする契約形態の場合において、団体が受け取った保険金を死亡退職金または弔慰金など（以下「死亡退職金など」といいます。）として死亡退職金などの受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際に、当社所定の請求書類に加えて、死亡退職金などの受給者が保険金の請求内容を了知していることがわかる書類もご提出いただく必要があります。この場合、死亡退職金などの受給者については、当該受給者であることの証明書を必要とします。

お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

死亡保険金または定期支払金のお支払期限

死亡保険金または定期支払金のご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。また、請求書類が当社に到着した日が営業日でない場合は、その日の翌営業日となります。以下同じ。）の翌日から起算して５営業日（※）以内にお支払いします。

ただし、死亡保険金または定期支払金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	死亡保険金または定期支払金をお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
①	●お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ●免責事由に該当する可能性がある場合 ●不法取得目的、詐欺または重大事由に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して 45 日以内にお支払いします。
②	①の確認を行うために特別な照会や確認が必要なつぎの場合 ●弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 ●研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ●保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などから明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ●日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して180 日以内にお支払いします。

※ 営業日とは、以下の日を除く日をいいます。

・土曜日、日曜日

・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

・12 月 31 日から翌年１月３日まで

⚠ ・死亡保険金または定期支払金をお支払いするための上記の確認などに際し、保険契約者、被保険者、死亡保険金または定期支払金の受取人などが正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金または定期支払金をお支払いしません。

死亡保険金のご請求手続きの流れ

●死亡保険金のご請求は、つぎの流れに沿って、死亡保険金受取人から行ってください。

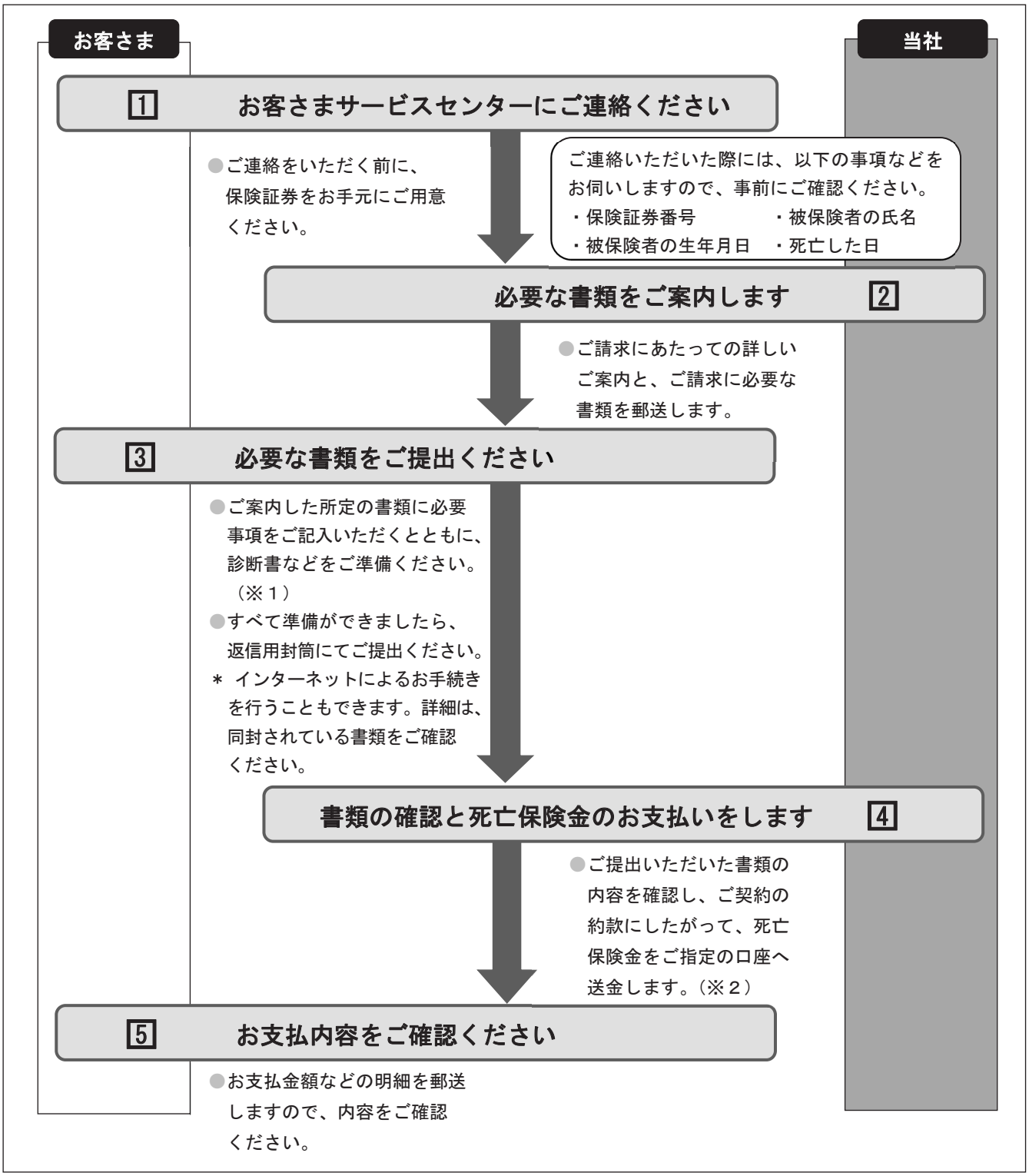

※１ ご請求の内容によって診断書、戸籍謄(抄)本、住民票などをご提出いただきます。また、これらの書類の発行にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※２ ご提出いただいた書類を確認した結果、死亡保険金をお支払いできない場合【詳細はＰ26をご参照ください】があります。また、加入時の状況または事故の原因などについて、詳細な事実を確認（医療機関などへの確認を含みます。）させていただくため、死亡保険金のお支払いまでに日数を要する場合【詳細はＰ32をご参照ください】があります。

第一フロンティア生命　お客さまサービスセンター
フリーダイヤル　０１２０－８７６－１２６
営業時間 9：00～17：00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

死亡保険金または定期支払金の請求訴訟

死亡保険金または定期支払金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

生命保険と税金

この保険にかかわる主な税務は以下のとおりです。

外貨建の保険契約であっても、日本において契約される保険契約であることから、税務の取扱いについては、他の円貨建の生命保険と同様になります。

＊ 保険契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関する取扱いになりますのでご注意ください。

＊ 所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご留意ください。

＊ 最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

1 外貨建の保険契約の取扱い（指定通貨が外貨の場合の取扱い）

外貨建の保険料、死亡保険金などは、つぎの基準により円貨に換算したうえで取り扱われます。

項目		円換算日	換算日の為替レート
保険料		当社が保険料を受領する日	円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値（TTM）
死亡保険金	所得税（一時所得）の対象となるもの	支払事由発生日	円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	相続税・贈与税の対象となるもの		円換算日最終の対顧客電信買相場（TTB）
定期支払金		定期支払日	円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値（TTM）
解約返還金		解約返還金計算日	円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値（TTM）

＊ 「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。

＊ 「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については外貨払込金額を円換算した金額となります。

＊ 「円貨支払特約」または「定期支払金の円貨支払特約」を付加した場合で、当社が、死亡保険金、定期支払金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額が課税対象となります。

⚠ ・外貨でお受取りになる場合であっても、お受取額を円貨に換算した金額が課税対象となります。そのため、外貨建のお受取額から外貨に換算した税額を控除した金額が、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることがあります。

2 死亡保険金および定期支払金などの税法上の取扱い

(1) 死亡保険金の取扱い

保険契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡保険金受取人の関係に応じてつぎのとおり取り扱われます。

契約形態	契約例			税の種類
	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
保険契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得）（※１）＋住民税
保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※１ 他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその1/2の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

(2) 定期支払金の取扱い

毎年受け取る定期支払金額から必要経費（※２）を差し引いた金額について、所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。

※２ 必要経費の算出方法については、つぎのとおり。

$$\text{必要経費} = \text{定期支払金額（※３）} \times \text{必要経費率} \left(= \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{定期支払金受取予定総額（※４）＋基本保険金額（※５）}} \right)$$

※３ 「指数プラン」の場合、必要経費の算出に用いる定期支払金額は、定額部分の定期支払金額となります。

※４ 定期支払金受取予定総額は、第１回の定期支払金額（「指数プラン」の場合は、第１回の定額部分の定期支払金額）（※５）および第１回の定期支払日における性・年齢に応じた平均余命を用いて計算します。

※５ 指定通貨が外貨の場合、基本保険金額および第１回の定期支払金額は、第１回の定期支払日の対顧客電信売買相場仲値（TTM）により円貨に換算した金額とします。

(3) 解約・基本保険金額の減額の際の取扱い

解約・減額の際に差益があるときは、その差益について、所得税（一時所得）（※６）＋住民税の対象となります。

※６ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

・ここに記載の税務上の取扱いは 2025 年 12 月現在のものです。法令改正などにより税務の取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取扱いなどについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

お客さまにご負担いただく諸費用

お客さまにご負担いただく諸費用

この保険にかかる費用は、以下の1積立利率保証期間中の費用です。そのほか、特定のお客さまには、2通貨の換算にかかる費用、3ご契約の解約などの際の費用をご負担いただきますので、費用の合計額は、1のほか、2と3のうち必要な費用を合算した額となります。

1 積立利率保証期間中の費用

積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。

「指数プラン」の場合、定期支払率の計算にあたって、指数連動部分の定期支払金額を受け取るために必要な率（指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は年率1.49%、円の場合は年率0.22%）を控除しています。

また、「指数プラン」の場合、参照指数の計算にあたって、戦略控除率（指数値に対し年率１%）および複製コスト（事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。）が控除されます。

＊ 戦略控除率は、連動率の水準を高めるために設定します。なお、連動率とは、参照指数の上昇を指数連動部分の定期支払金額に反映させる割合のことで、指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は100%、円の場合は15%とします。

＊ 複製コストは、参照指数の各構成要素を実質的に保有・売買する際に発生する取引費用等に相当するコストです。

（参考）複製コストのシミュレーション結果：年率0.10%～0.41%の範囲（対象期間：2007年１月～2024年12月）

2 通貨の換算にかかる費用

指定通貨が外貨の場合、以下の取扱および特約により、保険料、死亡保険金額、解約返還金額などを円貨から指定通貨、指定通貨から円貨などにそれぞれ換算する為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

■具体的な為替手数料は、以下のとおりとなります。（2026年４月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

取扱および特約		為替手数料（１通貨単位あたり）
積立利率保証期間更新時における指定通貨の変更	変更後の指定通貨が変更前の指定通貨と異なる外貨の場合	変更前の指定通貨から円貨に換算するときに25銭、 円貨から変更後の指定通貨に換算するときに25銭
	変更後の指定通貨が円貨の場合	50銭
「保険料円貨入金特約」		50銭
「保険料外貨入金特約」		払込通貨から円貨に換算するときに25銭、 円貨から指定通貨に換算するときに25銭
「円貨支払特約」		50銭
「定期支払金の円貨支払特約」		0銭

3 ご契約の解約などの際の費用

ご契約を解約・減額する場合に、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
解約控除	ご契約の解約などの際に必要な費用です。	基本保険金額に経過年数、契約年齢および適用されている積立利率に応じた解約控除率（※）を乗じた金額	ご契約の解約などの際に控除します。

※ 解約控除率は経過年数、契約年齢および適用されている積立利率に応じたつぎの率となります。なお、契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

■指定通貨が外貨の場合

		経過年数									
契約年齢	積立利率	１年未満	１年以上 ２年未満	２年以上 ３年未満	３年以上 ４年未満	４年以上 ５年未満	５年以上 ６年未満	６年以上 ７年未満	７年以上 ８年未満	８年以上 ９年未満	９年以上 10年未満
0～75 歳	2.50%以上	6.00%	5.40%	4.80%	4.20%	3.60%	3.00%	2.40%	1.80%	1.20%	0.60%
	2.00%以上 2.50%未満	5.40%	4.86%	4.32%	3.78%	3.24%	2.70%	2.16%	1.62%	1.08%	0.54%
	1.50%以上 2.00%未満	4.60%	4.14%	3.68%	3.22%	2.76%	2.30%	1.84%	1.38%	0.92%	0.46%
	1.50%未満	3.90%	3.51%	3.12%	2.73%	2.34%	1.95%	1.56%	1.17%	0.78%	0.39%
76～80 歳	2.50%以上	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%
	2.00%以上 2.50%未満	4.30%	3.87%	3.44%	3.01%	2.58%	2.15%	1.72%	1.29%	0.86%	0.43%
	1.50%以上 2.00%未満	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
	1.50%未満	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%
81～85 歳	2.50%以上	3.60%	3.24%	2.88%	2.52%	2.16%	1.80%	1.44%	1.08%	0.72%	0.36%
	2.00%以上 2.50%未満	2.90%	2.61%	2.32%	2.03%	1.74%	1.45%	1.16%	0.87%	0.58%	0.29%
	1.50%以上 2.00%未満	2.40%	2.16%	1.92%	1.68%	1.44%	1.20%	0.96%	0.72%	0.48%	0.24%
	1.50%未満	2.20%	1.98%	1.76%	1.54%	1.32%	1.10%	0.88%	0.66%	0.44%	0.22%
86～90 歳	2.50%以上	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%
	2.00%以上 2.50%未満	2.40%	2.16%	1.92%	1.68%	1.44%	1.20%	0.96%	0.72%	0.48%	0.24%
	1.50%以上 2.00%未満	1.80%	1.62%	1.44%	1.26%	1.08%	0.90%	0.72%	0.54%	0.36%	0.18%
	1.50%未満	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%

■指定通貨が円の場合

		経過年数									
契約年齢	積立利率	１年未満	１年以上 ２年未満	２年以上 ３年未満	３年以上 ４年未満	４年以上 ５年未満	５年以上 ６年未満	６年以上 ７年未満	７年以上 ８年未満	８年以上 ９年未満	９年以上 10年未満
0～75 歳	1.00%以上	2.50%	2.25%	2.00%	1.75%	1.50%	1.25%	1.00%	0.75%	0.50%	0.25%
	1.00%未満	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%
76～90 歳	1.00%以上	1.60%	1.44%	1.28%	1.12%	0.96%	0.80%	0.64%	0.48%	0.32%	0.16%
	1.00%未満	1.20%	1.08%	0.96%	0.84%	0.72%	0.60%	0.48%	0.36%	0.24%	0.12%

・保険料を外貨でお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料を保険契約者にご負担いただく場合があります。また、死亡保険金額、定期支払金額、解約返還金額などを外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客さまのご負担となります。

＊ 上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

会社・制度のご案内

当社の組織形態

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

個人情報の取扱い

当社では、お客さまの個人情報を以下に記載する利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

（1）各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等のお支払い

（2）当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理

（3）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

（4）その他保険に関連・付随する業務（※）

※ お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

＊ 個人情報保護方針については、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）でご覧いただけます。

本人特定事項などの確認

当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、保険契約締結などの際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日など）、取引を行う目的、職業または事業の内容などの確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項などを変更されたときは、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

米国法「ＦＡＴＣＡ」に関する確認

当社では、米国法「ＦＡＴＣＡ（外国口座税務コンプライアンス法）」実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、保険契約締結などの際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁あてに契約情報などの報告を行っております。なお、渡米などの環境の変化などによって、所定の米国納税義務者に該当することとなった場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

＊「ＦＡＴＣＡ」とは、米国納税義務者による米国外の金融口座などを利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認することなどを求める法律です。詳細については、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）をご確認ください。

税法上の居住地国などの届出

租税条約等実施特例法（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律）に基づき、保険契約締結などの際、お客さまには税法上の居住地国などを届け出ていただく義務があります。

当社は、その届出の内容に基づき、国税庁（所轄の税務署長）あてに一定の契約情報などの報告を行うことがあります。報告した契約情報などは、租税条約などの情報交換規定に基づき、各国の税務当局と自動的に交換されることになります。なお、海外渡航などの環境の変化などによって届出対象に該当することとなった場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

＊ 詳細については、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）をご確認ください。

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。

各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、つぎのア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲をこえて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した保険契約等に係るものは除きます。

①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします。）
③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

＊「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「会員会社一覧」をご参照ください。

＊「支払査定時照会制度」の最新の内容につきましては、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/association/index.html）をご参照ください。

保険金額などの削減

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

保険業法に基づき設立された「生命保険契約者保護機構」に当社は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※２）を除き、責任準備金等（※３）の 90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の 90%が補償されるものではありません。（※４））

●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※１ 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）

※２ 破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注１）を超えていた契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－｛（過去５年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷２｝

（注１）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注２）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。

※３ 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※４ 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その 90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図

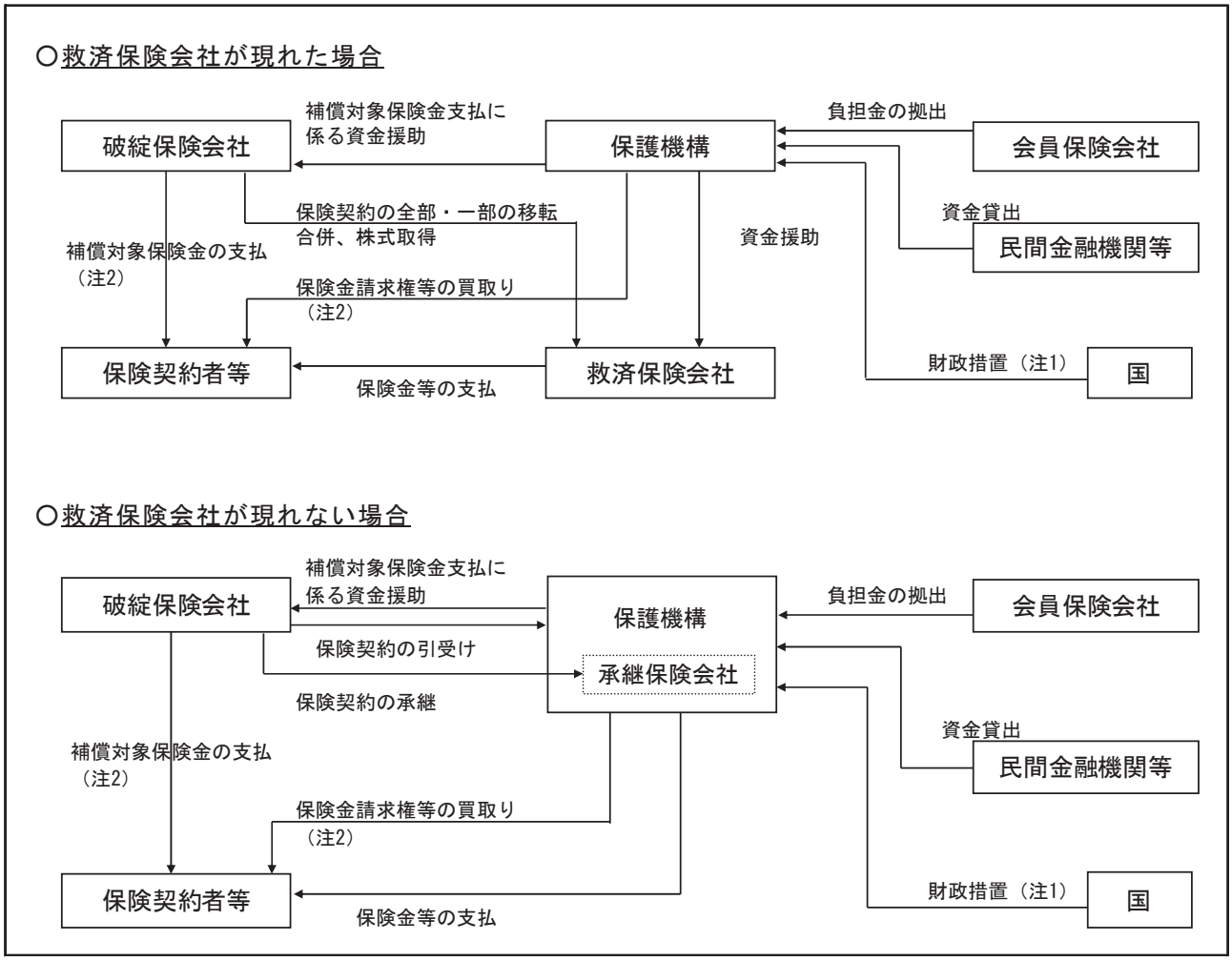

（注１）上記の「財政措置」は、2027 年３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※２に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て 2026 年２月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構　電話　03－3286－2820

受付時間　月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)　午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第 300 条の２において準用される金融商品取引法の規定により、「特定投資家」のお客さまは、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま（「一般投資家」といいます。）」としてお取り扱いするようにお申し出いただくことができます。

お手続き方法や特定投資家制度の詳細については、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

その他

参照指数にかかる留意事項

参照指数については、以下の留意事項があります。

1 ＢＮＰパリバの役割の概要

●ＢＮＰパリバは、参照指数のスポンサー（以下「指数スポンサー」といいます。）として、参照指数に関わる様々な決定を行います。

●ＢＮＰパリバ・フィナンシャル・マーケッツ・エスエヌシーは、指数スポンサーの関連会社であり、指数計算代理人として、参照指数の計算や公表、その他の付随する業務を行います。将来的には、別の者が指数計算代理人として指数スポンサーから任命される可能性があります。

2 リスク要因

この商品の参照指数にはリスク性があり、収益や投資利回り等は変動します。

参照指数は、株式および債券に配分を持つことを通じて、これらの市場の価格変動等の影響を受け、その価値は大きく変動します。また、参照指数は、実質的に組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部の評価の変化等によっても、その価値は大きく変動します。

以下は、参照指数が有するリスクのうち、主なリスクとして認識されているものの概要です。（ただし、投資に伴うリスクの完全な説明ではありません。）

（1）投資リスク

●資産配分リスクがあること

参照指数は、一定の条件に従って資産配分の変更を行います。収益率の悪い資産への配分が大きい場合や複数または全ての資産価値が下がる場合には、参照指数が下がる要因となります。

●株価変動リスクがあること

株価は一般に大きく変動するため、参照指数は株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動の影響を大きく受けます。株価が下落した場合は、参照指数が下がる要因となります。特に、新興国株式に投資する場合、先進国株式に比べ株価変動リスクが大きくなる傾向があります。

また、米国の株式市場の先物に対する日中モメンタム戦略は、米国の株式市場の先物の日中値動きを観測し、所与の条件のもとで売り持ちポジションを取り、そのパフォーマンスに連動する戦略です。したがって、米国の株式市場の先物に対する日中モメンタム戦略においては株式に対して売り持ちを行う可能性があり、この場合、株価が上昇した場合には、参照指数が下がる要因となります。

●金利リスクがあること

一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、参照指数が下がる要因となります。

●為替変動リスクがあること

豪ドル建の指数および円建の指数では、米ドル建の指数の日々の損益部分に対して、対豪ドルおよび対円で換算を行い構築することで、米ドル建の構成要素の対豪ドルまたは対円での為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。

●市場価格の変動リスクがあること

参照指数は、株式および債券への配分を持ちます。このため、関連する市場の価格変動の影響を受けます。株式、債券、コモディティの価格、為替レートや金利の水準等、市場価格に影響を与える要素は多岐にわたり、政治、経済、天候、疫病、災害、その他の生産国固有の事由、市場介入、需給、在庫、その他の金融商品やコモディティ市場の動向、国際情勢や戦争、地域紛争、規制の変更、個別企業にかかる事象、またはこれらに対する報道や見通し、市場参加者の評価など、様々な要因により価格は変動します。予測されていなかった影響の大きな事象の発生などにより、市場価格は時として大きく変動することがあります。なお、満期償還価額が定められた債券であっても、その市場価値は一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）するほか、発行者の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。

●流動性リスクがあること

市場や関連する先物市場の流動性は一定ではなく、流動性が低くなることがあります。影響の大きな事象や大きな資金移動が発生した場合、流動性の低い市場は流動性の高い市場よりも大きな価格変動となる傾向があります。参照指数に連動した商品では、参照指数のヘッジを行いますが、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下でのヘッ

ジ取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、参照指数が下がる要因となります。

●信用リスクがあること

信用リスクとは、株式、公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品の発行者が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該株式、公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品の価格は下がり（価格がゼロになることもあります。）、参照指数が下がる要因となります。

●カントリーリスクがあること

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、参照指数が下がる要因となります。

●途中換金に伴うリスクがあること

深刻な市場混乱事由が発生するような場合など、ＢＮＰパリバもしくはその関連会社が参照指数をヘッジすることができなくなる場合、参照指数に連動する商品は売買を一時的に停止する措置をとることがあります。また、一旦受領された売買注文についても、売買の実行が留保や延期、撤回されることがあります。そのような場合、参照指数に連動した商品の投資者が売却代金を受領するまで相当な期間を要することがあります。

(2) 参照指数に関するリスク

●参照指数に損益が連動すること

参照指数の値が下落した場合、参照指数に連動した商品の価額が下落する可能性があります。

●利益相反に関するリスクがあること

参照指数はＢＮＰパリバにより考案された独自のモデルであるため、市場の情報およびＢＮＰパリバでの定量的分析により生じた独自の指標の組み合わせに依拠する場合が多くなります。ＢＮＰパリバは、その通常の事業において、意図せずに、参照指数に影響するような方法で金融商品を取引する場合があります。したがって、参照指数のストラクチャーおよび運用ならびにＢＮＰパリバおよびその関連会社、子会社、それらの取締役、役員、従業員、代表者、業務委託者または代理人の通常の事業活動に関して、潜在的な利益相反が存在する場合があります。

●参照指数のレバレッジに関するリスクがあること

参照指数は、レバレッジを利用することで投資元本の 100%をこえて持ち高を増やす可能性があります。レバレッジを利用することにより、最悪の場合、参照指数は当初の水準を大きく下回る可能性があります。また、配分ルールに従い、株式および債券で構成される参照指数の各構成要素に対する配分割合は原則として日々見直されますが、株式および債券で構成される参照指数の各構成要素の持ち高が引き上げられた後、株式および債券で構成される参照指数の各構成要素が下落した場合、持ち高に変更がなかった場合よりも参照指数の下落が大きくなる可能性があります。また、持ち高が引き下げられた後、株式および債券で構成される参照指数の各構成要素が上昇した場合、持ち高に変更がなかった場合よりも上昇が少なくなる可能性もあります。また、参照指数の値が小さくなってしまった場合、その後参照指数が大きく上昇する可能性が低くなることがあります。

●参照指数の調整、停止または終了事由の発生に伴うリスクがあること

参照指数の構成要素が消滅した場合や参照指数にかかる費用が大幅に上昇した場合等には、指数スポンサーまたは指数計算代理人は適切と判断する調整を行います。（構成要素の入替えが行われる場合もあります。）また、法令や規制、税制等の変更、それらの解釈の変化等、また司法命令や内紛、戦争等の発生等（ただし、これらに限定されません。）、指数スポンサーや指数計算代理人の不可抗力で、それらが行う業務に支障をきたした場合、参照指数の調整、構成要素の変更、計算の停止、参照指数の提供の停止が発生する可能性があります。こうした変更により参照指数に連動した商品の価額に悪影響が生じる可能性があります。

●その他の事象に伴うリスクがあること

参照指数に関連がある国の法律税制等が変更された場合や、参照指数が何らかの理由で継続不可能となる場合、ＢＮＰパリバもしくはその関連会社が参照指数をヘッジすることができなくなる場合、もしくはヘッジするコストが著しく増加する等のやむを得ない場合（ただし、これらに限定されません。）には、参照指数に適用されるルールが変更される可能性（参照指数や指数構成要素を代替となる指数や構成要素に変更することを含みます。）や、参照指数の提供が停止される場合があります。この結果、参照指数に連動した商品の価額が大きく低下することがあります。

3 免責事項

●参照指数に使われている方法論およびルール（以下「参照指数の方法論」といいます。）は、ＢＮＰパリバの所有物であり、指数スポンサーの承諾なく公開又は公表できません。指数スポンサー、指数計算代理人および参照指数に係わる投資アドバイザーがいる場合は当該投資アドバイザー（以下「指数投資アドバイザー」といいます。）は、参照指数の計算

や提供について誤りや脱漏が無いことを保証するものではありません。

●参照指数の方法論は、指数スポンサー、指数計算代理人および指数投資アドバイザー等によって採用されている一定の想定、価格決定モデルおよび計算方法に基づいたものであり、一定の内在的な限界があります。異なるモデル、計算方法または想定に基づいて作成された情報は、異なる結果をもたらす可能性があります。参照指数の投資者には、参照指数の方法論を使用または複製する一切の権限がありません。また、ＢＮＰパリバおよびその関連会社ならびに第一フロンティア生命は、その損失が参照指数または参照指数の方法論の使用もしくはそれらに関連して直接または間接的に発生したものであるかを問わず、当該損失については一切責任を負いません。

●指数スポンサーは、参照指数の方法論を参照指数に適用されるルールに従って適宜修正または変更を加えることができ、当該修正または変更について一切の責任を負いません。指数スポンサーおよび指数計算代理人は、参照指数の計算、公表または普及を継続する一切の義務を負っておらず、参照指数に適用されるルールに従った参照指数の計算の停止または中断について責任を負いません。指数計算代理人、指数スポンサーおよび関係ある場合において指数投資アドバイザーは、あらゆる時における参照指数の水準に関する公表または使用に関して、一切の責任を負いません。

●参照指数の方法論には、特定のコストが含まれており、とりわけ参照指数を運営するためのフリクショナル・コスト、複製コストおよび有価証券の貸借などに伴うコスト等が挙げられます。これらは市場実勢に応じて時々刻々と変化し、商業的に合理的な方法のもとで指数スポンサーにより決定されます。

●ＢＮＰパリバおよびその関連会社は、参照指数に関連した金融商品等の取引（デリバティブ取引の締結または金融商品の発行）を行うことがあります。ただし、これらの金融商品等は、参照指数を構成するすべてまたは一部の構成要素インデックス（以下それぞれを「関連指数」といいます。）のスポンサー（ＢＮＰパリバとの資本関係はなく、それぞれのスポンサーを「関連指数スポンサー」といいます。）による賛助、支持、販売または宣伝は一切行われていません。

●関連指数スポンサーは、関連指数の利用から得られた結果、および／または、特定の日の特定の時刻等における関連指数のレベルについて、明示であるか黙示であるかを問わず一切の表明を行うものではありません。いずれの関連指数スポンサーも、関連指数における過誤について一切の人に対し（過失であるかその他によるものであるかを問わず）責任を負わず、また、それらにおける過誤についていずれかの人に知らせる義務を負っていません。いずれの関連指数スポンサーも、金融商品等に関連して購入を行うことまたはリスクを負うことの妥当性について、明示であるか黙示であるかを問わず一切の表明を行いません。ＢＮＰパリバおよびその関連会社のいずれも、関連指数の計算、調整または保守に関連した関連指数スポンサーによる作為または不作為について、いかなる当事者にも責任を負わず、また、いかなる関連指数、関連指数スポンサー、または関連指数の計算、構成、普及に対しても、影響力もしくは支配を持つものではありません。指数計算代理人は、それが信頼できると考える公開の情報源から各参照指数に関する情報を得ますが、その情報を独自に検証しません。このため、ＢＮＰパリバおよびその関連会社または指数計算代理人は、あらゆる参照指数に関する情報の正確性、完全性および適時性について、（明示または黙示の）一切の表明、保証または約束を行わず、また、一切の責任を負いません。

●ＢＮＰパリバおよびその関連会社は、参照指数および参照指数に関連する商品について、様々な役割を担うことがあり、その役割はマーケットメーカー、ヘッジ取引の相手先、参照指数の構成要素の発行者、指数スポンサーおよび指数計算代理人等としての行為を含みます。（ただし、これらに限定されません。）これらの行為は、金融商品等の価額や価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

定期支払金付積立利率変動型終身保険（23）（通貨指定型）普通保険約款　目次

この保険の概要

１．通貨の種類
　第１条　通貨の種類

２．積立利率および積立利率保証期間
　第２条　積立利率
　第３条　積立利率保証期間

３．基本保険金額
　第４条　基本保険金額

４．定期支払金額
　第５条　定期支払金額

５．死亡保険金および定期支払金の支払
　第６条　死亡保険金および定期支払金の支払および免責
　第７条　死亡保険金および定期支払金の支払および免責に関する補則
　第８条　死亡保険金および定期支払金の請求、支払時期および支払場所

６．会社の責任開始期および契約日
　第９条　会社の責任開始期および契約日

７．保険契約の無効および取消
　第10条　死亡保険金不法取得目的による無効
　第11条　詐欺による取消

８．告知
　第12条　告知

９．保険契約の解除
　第13条　重大事由による解除

10．解約および解約返還金
　第14条　解約
　第15条　解約返還金

11．基本保険金額の減額
　第16条　基本保険金額の減額

12．死亡保険金受取人による保険契約の存続
　第17条　死亡保険金受取人による保険契約の存続

13．指定通貨の変更
　第18条　指定通貨の変更

14．死亡保険金受取人
　第19条　死亡保険金受取人の変更
　第20条　遺言による死亡保険金受取人の変更

15．保険契約者
　第21条　保険契約者の変更
　第22条　保険契約者の住所の変更

16．保険契約者および死亡保険金受取人の代表者
　第23条　保険契約者および死亡保険金受取人の代表者

17．年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理
　第24条　年齢の計算
　第25条　契約年齢および性別の誤りの処理

18．契約者配当金
　第26条　契約者配当金

19．時効
　第27条　時効

20．被保険者の業務、転居および旅行
　第28条　被保険者の業務、転居および旅行

21．管轄裁判所
　第29条　管轄裁判所

22．最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱
　第30条　最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱

23．死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則
　第31条　死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

定期支払金付積立利率変動型終身保険（23）（通貨指定型）普通保険約款

（この保険の概要）

この保険は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

(1) 死亡保険金

被保険者が死亡したときに支払います。

(2) 定期支払金

契約日から起算して１年経過以後の毎年の年単位の契約応当日が到来した時に被保険者が生存しているときに、そのつど定期支払金を支払います。

１．通貨の種類

（通貨の種類）

第１条　この保険契約の通貨の種類はつぎのとおりとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、通貨を１つ指定するものとします。

(1) アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）

(2) オーストラリア連邦通貨（以下「豪ドル」といいます。）

(3) 日本国通貨（以下「円」といいます。）

２．保険料の払込または死亡保険金の支払等、この保険契約にかかわる金銭の授受は、全て前項の規定により指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行ないます。

２．積立利率および積立利率保証期間

（積立利率）

第２条　積立利率とは、通貨の種類、次条に定める積立利率保証期間および被保険者の契約年齢（次条に定める積立利率保証期間の更新が行なわれる場合は、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢）ごとに設定するもので、会社が指定する利回りを指標金利とし、会社が積立利率を設定する日の３営業日前の日における会社の定める期間の指標金利の平均値に会社の定める範囲内の率を増減させた率から、会社の定める率を差し引いた利率のことをいいます。

２．会社は、会社の定める範囲で更新後最低保証積立利率を設定するものとし、次条に定める積立利率保証期間の更新が行なわれる場合、積立利率保証期間の更新後の積立利率は、契約日における更新後最低保証積立利率を下回ることはありません。

３．契約日における積立利率は積立利率保証期間の満了日まで適用し、積立利率保証期間を更新した場合には、次条に定める積立利率保証期間更新日における積立利率を更新日からその期間の満了日まで適用します。

４．第１項の規定にかかわらず、第１項において会社が指定する利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により第１項において会社が指定する利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、会社は、指標金利を変更する日の２か月前までにその旨を保険契約者に書面（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下同じ。）によって通知します。

（積立利率保証期間）

第３条　積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいい、会社の定める範囲で設定します。

２．保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、積立利率保証期間を指定するものとします。

３．積立利率保証期間は積立利率保証期間の満了日の翌日に更新し、この日を積立利率保証期間更新日とします。

４．前項の規定により積立利率保証期間を更新した場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 更新後の積立利率保証期間は、更新前の積立利率保証期間と同一とします。

(2) 会社は、更新後の積立利率保証期間において適用する積立利率ならびに第５条（定期支払金額）に定める定期支払率および定期支払金額を保険契約者に書面によって通知します。

３．基本保険金額

（基本保険金額）

第４条　基本保険金額とは、死亡保険金および定期支払金を支払う場合に基準となる金額として、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額をこの保険契約の一時払保険料とします。

２．前項の規定にかかわらず、保険契約の締結後に基本保険金額が減額されたときは、減額後の金額を基本保険金額とします。

４．定期支払金額

（定期支払金額）

第５条　契約日から起算して１年経過以後の毎年の年単位の契約応当日（以下「定期支払日」といいます。）における定期支払金の額（以下「定期支払金額」といいます。）は、基本保険金額に次項に定める定期支払率を乗じた金額とします。

２．定期支払率は、契約日における積立利率に応じて会社の定める方法により定め、積立利率保証期間の満了日まで適用し、積立利率保証期間を更新した場合には、積立利率保証期間更新日における積立利率に応じて会社の定める方法により定め、更新日からその期間の満了日まで適用します。

３．定期支払日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、前項の規定にかかわらず、その定期支払日の前日における積立利率に応じた定期支払率を適用します。

５．死亡保険金および定期支払金の支払

（死亡保険金および定期支払金の支払および免責）

第６条　この保険契約の死亡保険金および定期支払金は、つぎのとおりです。

	支　払　額	受取人	死亡保険金・定期支払金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても死亡保険金・定期支払金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が死亡した時の基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい額	死亡保険金受取人	被保険者が死亡したとき	保険契約者または死亡保険金受取人の故意（被保険者が自殺した場合を除きます。）により左記の支払事由が生じたとき
定期支払金	定期支払金額	保険契約者	被保険者が定期支払日が到来した時に生存しているとき	―――

（死亡保険金および定期支払金の支払および免責に関する補則）

第７条　被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。

２．定期支払金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

３．つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、会社は、第１号の場合は被保険者が死亡した時の解約返還金と同額の返還金を、第２号の場合は被保険者が死亡した時

の基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい額と同額の返還金を保険契約者に支払います。
(1) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（被保険者が自殺した場合を除きます。）。
(2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（被保険者が自殺した場合および前号の場合を除きます。）。

4．死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合（被保険者が自殺したときおよび保険契約者と死亡保険金受取人が同一の場合で保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない部分については前項の規定を適用し、その部分の基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい額と同額の返還金を保険契約者に支払います。

5．死亡保険金の支払事由に該当した後に支払われた定期支払金があるときは、死亡保険金またはその他の返還金からその定期支払金を差し引きます。

（死亡保険金および定期支払金の請求、支払時期および支払場所）

第８条　死亡保険金または定期支払金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2．支払事由の生じた死亡保険金または定期支払金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、死亡保険金または定期支払金を請求してください。

3．死亡保険金または定期支払金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本社で支払います。この場合、会社が認めたときは、死亡保険金または定期支払金の受取人の口座（会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。

4．死亡保険金または定期支払金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合で、保険契約の締結時から死亡保険金または定期支払金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、死亡保険金または定期支払金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　支払事由に該当する事実の有無
(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　支払事由が発生した原因
(3) 第10条（死亡保険金不法取得目的による無効）、第11条（詐欺による取消）または第13条（重大事由による解除）に該当する可能性がある場合
　前号に定める事項、第13条第１項第３号(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金の請求時までにおける事実

5．前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合は、前２項の規定にかかわらず、死亡保険金または定期支払金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日
(2) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日
(3) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日
(4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　180日

6．前２項の規定を適用したときは、会社は、その旨を死亡保険金または定期支払金を請求した者に通知します。

7．第４項および第５項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定し

た医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金または定期支払金を支払いません。

６．会社の責任開始期および契約日

（会社の責任開始期および契約日）

第９条　会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合

……一時払保険料を受け取った時

(2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合

……一時払保険料充当金を受け取った時

２．前項の規定により、会社の責任が開始される日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とし、契約年齢ならびに保険期間および積立利率保証期間は、この日を基準として計算します。

３．会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。

４．前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。

(1) 会社名

(2) 保険契約者および被保険者の氏名または名称

(3) 死亡保険金受取人の氏名または名称その他の死亡保険金受取人を特定するために必要な事項

(4) 保険契約の種類

(5) 保険期間

(6) 責任開始日

(7) 契約日

(8) 積立利率保証期間

(9) 死亡保険金額、定期支払金額、基本保険金額および一時払保険料

(10) 保険証券の作成年月日

５．前２項に定める保険証券の交付は、保険契約の締結の際に限り行ないます。

７．保険契約の無効および取消

（死亡保険金不法取得目的による無効）

第10条　保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（詐欺による取消）

第11条　保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

８．告知

（告知）

第12条　会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面による告知ならびに会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

９．保険契約の解除

（重大事由による解除）

第13条　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。

(1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類およ

び死亡保険金の名称の如何を問いません。以下本号において同じ。）を詐取する目的または他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この保険契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人が、つぎの(ｱ)から(ｵ)までのいずれかに該当する場合

(ｱ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(ｲ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ｳ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(ｴ) 保険契約者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ｵ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

２．会社は、死亡保険金または定期支払金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金（前項第３号のみに該当した場合で、前項第３号(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じ。）または定期支払金を支払いません。また、すでに死亡保険金または定期支払金を支払っていたときは、死亡保険金または定期支払金の返還を請求します。

３．本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。

４．本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

５．前項の規定にかかわらず、第１項第３号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

10．解約および解約返還金

（解約）

第14条　保険契約者は、いつでも将来に向って、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。

（解約返還金）

第15条　解約返還金額は、請求に必要な書類（別表１）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（以下「解約返還金計算日」といいます。）の基本保険金額に基づき、別表２に定める算式により計算した金額とします。

２．保険契約者は、解約返還金を請求するときは、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

３．解約返還金の支払時期および支払場所については、第８条（死亡保険金および定期支払金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

11．基本保険金額の減額

（基本保険金額の減額）

第16条　保険契約者は、会社の定める取扱範囲で、将来に向って、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

２．基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。
３．基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
４．本条の規定により、基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

12．死亡保険金受取人による保険契約の存続

（死亡保険金受取人による保険契約の存続）
第17条　差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下本条において同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約の通知が会社に到着した時から１か月を経過した日にその効力を生じます。
２．前項の解約の通知があった場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力を生じるまでの間に、前項の解約の通知が会社に到着した日の解約返還金と同額の金額（以下「債権者等への支払金額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと
３．前項の通知をするときは、死亡保険金受取人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。
４．第１項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第２項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じた場合で、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を死亡保険金受取人に支払います。
５．第１項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第２項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、定期支払金の支払事由が生じた場合は、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を定期支払金の受取人に支払います。

13．指定通貨の変更

（指定通貨の変更）
第18条　保険契約者は、積立利率保証期間の満了日に限り、会社の定める取扱範囲で、積立利率保証期間の更新に際して指定通貨を異なる通貨に変更することができます。
２．指定通貨の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。
３．指定通貨の変更をしたときは、積立利率保証期間更新日以後、つぎのとおり取り扱います。
(1) 死亡保険金の支払等、この保険契約にかかわる金銭の支払は、全て変更後の指定通貨をもって行ないます。ただし、積立利率保証期間更新日（本条の指定通貨の変更が行なわれた直後に到来する日に限ります。）と同日となる定期支払日に支払事由に該当した定期支払金については変更前の指定通貨によるものとします。
(2) 基本保険金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日における変更前の指定通貨の基本保険金額を積立利率保証期間更新日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本条において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて変更後の指定通貨に換算した金額と同額とします。
(3) 前号の会社所定の為替レートはつぎのレートを下回ることはありません。
(ｱ) 変更後の指定通貨が変更前の外貨と異なる外貨の場合
積立利率保証期間更新日における会社が指標として指定する金融機関が公示する変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値）を変更後の指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値）で除すことによって得られるレート
(ｲ) 変更後の指定通貨が円貨の場合
積立利率保証期間更新日における会社が指標として指定する金融機関が公示する変更前の指定通貨

の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値）

４.前項第２号の基本保険金額が会社の定める金額に満たない場合には、指定通貨の変更は取り扱いません。

５．本条の規定により、指定通貨の変更が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

14. 死亡保険金受取人

（死亡保険金受取人の変更）

第19条　保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

２．前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

３．第１項の通知が会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。

４．前項の規定にかかわらず、第１項の通知が会社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人からその請求を受けても、会社は、死亡保険金を支払いません。

５．死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。

６.前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

７．前２項の規定により死亡保険金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（遺言による死亡保険金受取人の変更）

第20条　前条の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

２．前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

３．前２項の規定による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。

４．前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

15. 保険契約者

（保険契約者の変更）

第21条　保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

２．前項の承継をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

（保険契約者の住所の変更）

第22条　保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

２．保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 保険契約者および死亡保険金受取人の代表者

（保険契約者および死亡保険金受取人の代表者）

第23条　保険契約者が２人以上の場合には、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

２．前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
３．保険契約者が２人以上の場合には、その責任は連帯とします。
４．死亡保険金受取人が２人以上の場合には、第１項および第２項に準じて取り扱います。

17．年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）
第24条　被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。
２．保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）
第25条　保険契約申込書（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下本条において同じ。）に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を取り消すことができるものとし、その他のときは実際の年齢に基づいて会社の定める方法により処理を行ない、保険契約は有効に継続します。
２．保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じて取り扱います。

18．契約者配当金

（契約者配当金）
第26条　この保険契約には契約者配当金はありません。

19．時効

（時効）
第27条　死亡保険金または定期支払金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から３年間行使しない場合には消滅します。

20．被保険者の業務、転居および旅行

（被保険者の業務、転居および旅行）
第28条　保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

21．管轄裁判所

（管轄裁判所）
第29条　この保険契約における死亡保険金または定期支払金の請求に関する訴訟については、会社の本社または死亡保険金もしくは定期支払金の受取人（死亡保険金または定期支払金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

22．最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱

（最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱）

第30条　積立利率保証期間を更新する際、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が会社所定の年齢以上となる場合は、第３条（積立利率保証期間）の規定にかかわらず、この更新を最終の更新とし、以後、積立利率保証期間は更新しません。

２．最終の積立利率保証期間更新日以後は、第２条（積立利率）、第３条および第15条（解約返還金）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 最終の積立利率保証期間は終身とし、その期間に適用する積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における会社所定の利率とします。ただし、積立利率は契約日における更新後最低保証積立利率を下回らないものとします。

(2) 解約返還金額は、基本保険金額と同額とします。

23．死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

（死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則）

第31条　官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、請求に必要な書類（別表１）に加え、死亡退職金等の受給者が保険金の請求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人であることを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が２人以上であるときは、そのうち１人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。

別表１　請求書類

(1) 死亡保険金、定期支払金の請求書類

	項　　目	必　要　書　類
1	死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2	定期支払金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、定期支払金の受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 定期支払金の受取人の戸籍抄本 (4) 定期支払金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、請求書類について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。		

(2) その他の請求書類

	項　　目	必　要　書　類
1	解約返還金	(1) 会社所定の解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	死亡保険金受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
3	基本保険金額の減額	(1) 会社所定の基本保険金額の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	指定通貨の変更	(1) 会社所定の指定通貨の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
7	保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）1．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。
2．会社は、請求書類について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

別表２　解約返還金額

解約返還金額はつぎの算式によって計算される金額とします。

基本保険金額×（１－市場価格調整率）－基本保険金額×会社の定める解約控除率

（注）市場価格調整率とは、つぎの算式により計算した率とします。ただし、解約返還金計算日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、市場価格調整率は０とします。

$$1 - \left\{ \frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の市場価格調整用利率} + \text{会社の定める率}} \right\} \text{月数}／12$$

・適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。
・解約返還金計算日の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新が行なわれている場合は、直前の積立利率保証期間更新日）とし、この保険契約と同一の通貨が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、会社の定める方法により計算される、この保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率（最終の積立利率保証期間更新日前に適用される積立利率とします。）の算出において用いる指標金利の平均値とします。
・会社の定める率とは、解約返還金額の計算に用いる調整率で、市場環境等に応じて0.00％以上0.10％以下の範囲内で定める率とします。
・月数とは、残存月数（積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、１か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）に応じてつぎのとおりとします。
　(1)残存月数が120か月以下の場合：残存月数
　(2)残存月数が121か月以上の場合：残存月数×0.6＋48か月

指数連動部分付定期支払金特約条項　目次

この特約の概要

第１条　特約の締結
第２条　特約の保険期間
第３条　参照指数
第４条　指数連動の型
第５条　指数連動定期支払日の基準年数
第６条　指数連動定期支払日
第７条　定期支払金額
第８条　定額部分の定期支払金額
第９条　指数連動部分の定期支払金額
第10条　上昇率
第11条　判定期間
第12条　上昇率計算基準日
第13条　連動率
第14条　参照指数の変更
第15条　特約の更新
第16条　特約の解約
第17条　特約の消滅とみなす場合
第18条　主約款の規定の準用
第19条　主約款に定める指定通貨の変更が行なわれる場合の特則

指数連動部分付定期支払金特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における定期支払金の一部を、所定の参照指数に連動させることを目的としたものです。

（特約の締結）

第１条　保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める範囲で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、この特約の付加日は、主契約の契約日とします。

（特約の保険期間）

第２条　この特約の保険期間（以下「特約保険期間」といいます。）は、主契約の積立利率保証期間と同一とします。

（参照指数）

第３条　参照指数とは、第10条（上昇率）に定める上昇率の計算に用いるために会社が指定する指標のことをいいます。なお、各日の参照指数の値は、その日（その日が会社の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。）の末に会社が取得できる最新の参照指数の終値とします。

２．保険契約者は、この特約の締結の際、会社が指定した参照指数の中から、参照指数を１つ指定するものとします。

３．保険契約者は、前項の規定により指定した参照指数を変更することはできません。

（指数連動の型）

第４条　指数連動の型とは、第９条（指数連動部分の定期支払金額）に定める指数連動部分の定期支払金額の計算方法の型のことをいい、つぎのとおりとします。

(1) 判定期間満了時確定型

(2) 判定期間中日次最高値保証型

２．保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲で、指数連動の型を１つ指定するものとします。

３．前項の規定により指定された指数連動の型の変更は取り扱いません。

（指数連動定期支払日の基準年数）

第５条　指数連動定期支払日の基準年数（以下「基準年数」といいます。）とは、次条に定める指数連動定期支払日を定める際に基準となる年数のことをいい、保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲で、基準年数を指定するものとします。

２．前項の規定により指定された基準年数の変更は取り扱いません。

（指数連動定期支払日）

第６条　指数連動定期支払日は、主契約の契約日から保険契約者が指定した基準年数ごとに到来する特約保険期間中の主契約の年単位の契約応当日（特約保険期間の満了日の直後の主契約の年単位の契約応当日を含みます。）とします。

２．前項の規定にかかわらず、第15条（特約の更新）の規定によりこの特約の更新が行なわれた場合には、更新後の特約保険期間における指数連動定期支払日は、特約更新日から保険契約者が指定した基準年数ごとに到来する特約保険期間中の主契約の年単位の契約応当日（特約保険期間の満了日の直後の主契約の年単位の契約応当日を含みます。）とします。

（定期支払金額）

第７条　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、定期支払金額は、主約款に定める定期支払金の支払事由が生じた定期支払日（以下「定期支払日」といいます。）に応じて、つぎの各号に定める金額とします。

(1) 定期支払日が指数連動定期支払日と同日となるとき

次条に定める定額部分の定期支払金額および第９条（指数連動部分の定期支払金額）に定める指数連動部分の定期支払金額の合計額

(2) 定期支払日が指数連動定期支払日と同日とならないとき

定額部分の定期支払金額と同額

２．この特約を主契約に付加した場合には、主約款の規定にかかわらず、定期支払率はつぎの各号のとおりとします。

(1) 定期支払率を指定する場合

この特約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者が指定した率とし、特約保険期間の満了日まで適用します。第15条（特約の更新）の規定によりこの特約の更新が行なわれた場合には、特約更新日からその特約保険期間の満了日まで適用します。

(2) 連動率を指定する場合

第13条（連動率）第１項第２号に定める連動率および主契約の契約日における積立利率に応じて会社の定める方法により計算される率とし、特約保険期間の満了日まで適用します。この特約の更新が行なわれた場合には、連動率および主契約の積立利率保証期間更新日（以下「積立利率保証期間更新日」といいます。）における積立利率に応じて会社の定める方法により計算される率とし、特約更新日からその特約保険期間の満了日まで適用します。

３．定期支払日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、前項各号の規定にかかわらず、その定期支払日の前日に適用されていた定期支払率を適用します。

４．保険契約者は、第２項第１号の規定により指定した定期支払率を変更することはできません。

（定額部分の定期支払金額）

第８条　定額部分の定期支払金額とは、前条第２項に定める定期支払率に基づき計算される部分で、定期支払日における主契約の基本保険金額（以下「基本保険金額」といいます。）に定期支払率を乗じた金額とします。

（指数連動部分の定期支払金額）

第９条　指数連動部分の定期支払金額とは、指数連動定期支払日において、次条に定める上昇率、第11条（判定期間）に定める判定期間および第13条（連動率）に定める連動率に基づき計算される部分で、指数連動の型に応じて、つぎの各号のとおり計算した金額とします。

(1) 指数連動の型が判定期間満了時確定型の場合

指数連動部分の定期支払金額＝基本保険金額×直前の判定期間の満了日における上昇率×連動率

(2) 指数連動の型が判定期間中日次最高値保証型の場合

指数連動部分の定期支払金額＝基本保険金額×直前の判定期間中の各日の上昇率のうち最も大きい値×連動率

（上昇率）

第10条　上昇率とは、次条に定める判定期間中の各日の参照指数の値が、その判定期間に応じた第12条（上昇率計算基準日）に定める上昇率計算基準日の参照指数の値に対して上昇した割合のことをいい、つぎのとおり計算します。ただし、０％未満となる場合は０％とします。

上昇率＝（判定期間中の各日の参照指数の値－その判定期間に応じた上昇率計算基準日の参照指数の値）
÷その判定期間に応じた上昇率計算基準日の参照指数の値×100％

（判定期間）

第11条　判定期間とは、上昇率を計算する際に基準となる期間のことをいい、つぎの各号に定める期間とします。

(1) 第１回の判定期間

主契約の責任開始日から起算して８日後となる日または会社が保険契約の申込を承諾した日のいずれか遅い日の翌日から、その日後初めて到来する指数連動定期支払日の前日まで

(2) 第２回以後の判定期間

直前の指数連動定期支払日から、その日後初めて到来する指数連動定期支払日の前日まで

２．前項第１号の規定にかかわらず、第15条（特約の更新）の規定によりこの特約の更新が行なわれた場合には、更新後の特約保険期間における第１回の判定期間は、特約更新日からその日後初めて到来する指数連動定期支払日の前日までとします。

（上昇率計算基準日）

第12条　上昇率計算基準日とは、上昇率の計算の基準となる日のことをいい、判定期間に応じてつぎの各号に定める日とします。

(1) 第１回の判定期間

判定期間の開始日

(2) 第２回以後の判定期間

各判定期間の開始日の前日

２．前項第１号の規定にかかわらず、第15条（特約の更新）の規定によりこの特約の更新が行なわれた場合には、更新後の特約保険期間における第１回の判定期間の上昇率計算基準日は、判定期間の開始日の前日とします。

（連動率）

第13条　連動率とは、指数連動部分の定期支払金額の計算に用いる割合のことをいい、つぎの各号のとおりとします。

(1) 定期支払率を指定する場合

第７条（定期支払金額）第２項第１号に定める定期支払率および主契約の契約日における積立利率に応じて会社の定める方法により計算される率とし、特約保険期間の満了日まで適用します。第15条（特約の更新）の規定によりこの特約の更新が行なわれた場合には、定期支払率および積立利率保証期間更新日における積立利率に応じて会社の定める方法により計算される率とし、特約更新日からその特約保険期間の満了日まで適用します。

(2) 連動率を指定する場合

この特約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者が指定した率とし、特約保険期間の満了日まで適用します。この特約の更新が行なわれた場合には、特約更新日からその特約保険期間の満了日まで適用します。

２．定期支払日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、前項各号の規定にかかわらず、その定期支払日の前日に適用されていた連動率を適用します。

３．保険契約者は、第１項第２号の規定により指定した連動率を変更することはできません。

（参照指数の変更）

第14条　会社は将来、この特約のために指定した参照指数を、その参照指数が消滅する等の理由により変更することがあります。この場合、会社は、参照指数を変更する日（以下「指数変更日」といいます。）の２か月前までにつぎの各号の事項を変更されるその参照指数を指定している保険契約者に通知します。

(1) 新たな参照指数の内容

(2) 指数変更日

２．前項の規定により参照指数を変更する場合、第10条（上昇率）の規定にかかわらず、指数変更日以後の上昇率の計算にあたっては、会社の定める方法により処理を行ないます。

（特約の更新）

第15条　特約保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日までにこの特約を継続しない旨を通知しない限

り、この特約は、特約保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を特約更新日とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、この特約の更新を取り扱いません。

(1) 特約保険期間の満了日の翌日が、主契約の最終の積立利率保証期間更新日であるとき。

(2) 特約保険期間の満了日の翌日に、会社が、この特約の締結の際に保険契約者が指定した参照指数、指数連動の型、基準年数および定期支払率または連動率と同一の参照指数、指数連動の型、基準年数および定期支払率または連動率を指定することができるこの特約の付加を取り扱っていないとき。

(3) 特約保険期間の満了日の翌日における積立利率に応じて会社の定める方法により計算される定期支払率または連動率が、会社の定める割合に満たないとき。

２．本条の規定により、この特約の更新が行なわれた場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 更新後のこの特約には、この特約の付加日における特約条項が適用されます。

(2) 更新後の特約保険期間、参照指数、指数連動の型、基準年数、定期支払率を指定した場合の定期支払率および連動率を指定した場合の連動率は、更新前の特約保険期間、参照指数、指数連動の型、基準年数、定期支払率を指定した場合の定期支払率および連動率を指定した場合の連動率と同一とします。

３．この特約の更新が行なわれた場合には、会社は、その旨を保険契約者に書面（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。）によって通知します。

（特約の解約）

第16条　この特約のみの解約はできません。

（特約の消滅とみなす場合）

第17条　主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（主約款の規定の準用）

第18条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主約款に定める指定通貨の変更が行なわれる場合の特則）

第19条　主約款に定める指定通貨の変更が行なわれる場合には、第３条（参照指数）第３項、第７条（定期支払金額）第４項、第13条（連動率）第３項および第15条（特約の更新）第２項第２号の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約の更新の際、会社の定める範囲で、参照指数および定期支払率または連動率を指定するものとします。この場合、定期支払率および連動率については、第７条第２項および第３項ならびに第13条第１項および第２項の規定を準用します。

保険料円貨入金特約条項　目次

この特約の概要
第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則

保険料円貨入金特約条項

（この特約の概要）

この特約は、円貨により金銭を払い込み、その金額を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第１条　保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 会社は、保険契約者が円貨により払い込んだ金銭を外貨に換算し、主契約における外貨建の一時払保険料に充当します。

(2) 前号の円貨により払い込まれる金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、円貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

(3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

(4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前２号で換算した外貨建の一時払保険料と同額とします。

(5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に円貨払込金額を記載します。

（積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則）

第３条　この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）、積立利率変動型終身保険（豪ドル建）、積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）または積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加する場合には、前条第４号の規定は適用しません。

保険料外貨入金特約条項　目次

この特約の概要
第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則

保険料外貨入金特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨と異なる外貨により金銭を払い込み、その金額を主契約における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第１条　保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 会社は、保険契約者が主契約における外貨と異なるつぎの(ｱ)から(ｴ)までのうち会社の定める取扱範囲のいずれかの外貨により払い込んだ金銭を主契約における外貨建の一時払保険料に換算し、充当します。

(ｱ) アメリカ合衆国通貨（米ドル）
(ｲ) 欧州単一通貨（ユーロ）
(ｳ) オーストラリア連邦通貨（豪ドル）
(ｴ) ニュージーランド通貨（ニュージーランドドル）

(2) 前号の主契約における外貨と異なる外貨により払い込まれる金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

(3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する保険契約者が払い込む外貨の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を主契約における外貨の対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。

(4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前２号で換算した主契約における外貨建の一時払保険料と同額とします。

(5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に外貨払込金額を記載します。

（積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則）

第３条　この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）、積立利率変動型終身保険（豪ドル建）、積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）または積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加する場合には、前条第４号の規定は適用しません。

円貨支払特約条項　目次

この特約の概要

第１条　特約の適用
第２条　年金を支払う場合の取扱
第３条　死亡給付金等を支払う場合の取扱
第４条　年金原資額の一時支払および第２保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱
第５条　解約返還金を支払う場合の取扱
第６条　繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱
第７条　更新時差額返還金を支払う場合の取扱
第８条　その他の返還金を支払う場合の取扱
第９条　主約款の規定の準用
第10条　主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則
第11条　主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則
第12条　通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則
第13条　年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
第14条　主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則
第15条　主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則
第16条　生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
第17条　予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則
第18条　主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則
第19条　積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則
第20条　主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱
第21条　主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の取扱
第22条　予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則
第23条　通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合の特則

円貨支払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）および解約返還金等を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

（特約の適用）

第１条　この特約は、主契約および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金等および解約返還金等を円貨により支払う場合に適用します。

（年金を支払う場合の取扱）

第２条　第１回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。

２．前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額（年金の種類が確定年金（支払額指定型）の場合の年金額を除きます。）は、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額（主契約に終身保険移行特則が適用されており、主契約の一部を終身保険に移行する場合、終身保険に移行しない部分の年金原資額とします。）を円貨に換算した金額（以下「円換算年金原資額」といいます。）をもとに、年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

3．前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

4．つぎの各号の場合には、年金の支払を行なわず、円換算年金原資額を保険契約者に支払います。

(1) 第２項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(2) 年金の種類が確定年金または確定年金（支払額指定型）の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が円換算年金原資額に満たないとき。

5．第２項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

（死亡給付金等を支払う場合の取扱）

第３条　死亡給付金等の請求に際して、死亡給付金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡給付金等を円貨により支払います。

2．前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡給付金等を円貨に換算します。

3．前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金原資額の一時支払および第２保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱）

第４条　年金支払開始日における年金原資額の一時支払または第２保険期間移行日における積立金額の一時支払の請求に際して、主約款においてこれらの請求ができる者として定められている者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金原資額（主契約に終身保険移行特則が適用されており、主契約の一部を終身保険に移行する場合、終身保険に移行しない部分の年金原資額とします。以下本条において同じ。）または第２保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨により支払います。

2．前項の場合、年金支払開始日もしくは第２保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額または第２保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨に換算します。

3．前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日もしくは第２保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（解約返還金を支払う場合の取扱）

第５条　主契約および特約の解約または基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）を円貨により支払います。

2．前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて解約返還金を円貨に換算します。

3．前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱）

第６条　繰上げ年金開始による第１回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外

貨により年金を支払うことはありません。

2．前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額（年金の種類が確定年金（支払額指定型）の場合の年金額を除きます。）は、繰上げ後の年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて繰上げ後の年金支払開始日の前日における解約返還金額を円貨に換算した金額（以下「繰上げ年金開始時の円換算年金原資額」といいます。）をもとに、繰上げ後の年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

3．前項の会社所定の為替レートは、繰上げ後の年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

4．つぎの各号の場合には、繰上げ年金開始は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(1) 第２項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(2) 年金の種類が確定年金または確定年金（支払額指定型）の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が繰上げ年金開始時の円換算年金原資額に満たないとき。

5．第２項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、繰上げ年金開始時の円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

（更新時差額返還金を支払う場合の取扱）

第７条　主約款の規定により積み立てられている更新時差額返還金の請求に際して、保険契約者（死亡保険金とともに支払われる場合については死亡保険金受取人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、更新時差額返還金を円貨により支払います。

2．前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて更新時差額返還金を円貨に換算します。

3．前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（その他の返還金を支払う場合の取扱）

第８条　主約款の規定により、積立金その他の返還金（以下「その他の返還金」といいます。）を払い戻す場合に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、その他の返還金を円貨により支払います。

2．前項の場合、その支払日における会社所定の為替レートを用いてその他の返還金を円貨に換算します。

3．前項の会社所定の為替レートは、その他の返還金の支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（主約款の規定の準用）

第９条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）

第10条　主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。

(2) 前号の場合、死亡給付金等の年金払特約条項第２条（特約年金の支払）第２項の規定にかかわらず、特約年金額は、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下第４号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等を円貨に換算した金額（以下「円換算死亡給付金額等」といいます。）をもとに、第１回の特約年金の支払日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率

により計算した金額とします。ただし、特約年金受取人が２人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。

(3) 前号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第１号の規定にかかわらず、会社は、円換算死亡給付金額等（特約年金受取人が２人以上であるときは、円換算死亡給付金額等のうちその特約年金を受け取るべき特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、死亡給付金等の年金払特約（特約年金受取人が２人以上であるときは、当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。

(4) 第２号の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

２．この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）もしくは年金原資保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金があるときには、前項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款または特約条項の規定に定めるその定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、前項の規定を適用します。

３．この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第１項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額に特約条項の規定に定めるその未払分割払金の現価の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第１項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から特約条項の規定に定めるその分割払金額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

４．この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、第１項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、第１項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款の規定に定めるその更新時差額返還金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

５．この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がＡ型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第９条（主契約に円貨支払特約が適用される場合の特則）に定める死亡保険金の額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

６．この特約とあわせて主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に主契約が円貨建の生存給付金付終身保険に移行し、支払われた移行時差額返還金があるときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額を第１項に定める会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

(2) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がＡ型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、前号の規定にかかわらず、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第９条に定める死亡保険金の額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

7．この特約とあわせて主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合で、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置の型がＢ型となる保険金等がすえ置かれているときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にそのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金または運用成果払出金がある場合には、前号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその定期支払金、定期給付金または運用成果払出金の額を差し引いた額」と読み替えて適用します。

(3) この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第１号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金およびその未払分割払金の現価の全額」と読み替えて適用します。

(ｲ) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第１号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその分割払金額を差し引いた額」と読み替えて適用します。

（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）

第11条　主契約に運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約とあわせてこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。

(2) 前号の場合、運用期間中年金支払移行特約条項第３条（特約年金額の計算）または年金支払移行特約条項第３条（特約年金額の計算）の規定にかかわらず、特約年金額は、特約年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて特約年金原資額を円貨に換算した金額（以下「円換算特約年金原資額」といいます。）をもとに、特約年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

(3) 前号の会社所定の為替レートは、特約年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(4) つぎの(ｱ)および(ｲ)の場合には、この特約の適用は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(ｱ) 第２号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(ｲ) 年金支払期間中に支払われるべき円貨の特約年金の合計額が円換算特約年金原資額に満たないとき。

２．この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がＡ型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金を前項に定める会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額に特約年金支払開始日の前日における繰越準備金を加えた額を円換算特約年金原資額とし、前項の規定を適用します。

３．前項の場合で、主契約に生存給付金の支払日指定特則が適用されており、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、前項の規定は、「特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金」を「特約年金支払開始日の前日における主約款第21条（解約返還金）に定める解約返還金に同日における生存給付金積立金を加えた金額」と読み替えて適用します。

（通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則）

第12条　この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、第２条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

２．この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、つぎの(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(2) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨により支払います。この場合、つぎの(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) 死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第13条　この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、第２条（年金を支払う場合の取扱）および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は適用しません。

２．この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

３．この特約を運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約が付加されている年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）にあわせて付加した場合には、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価である場合に限ります。）の支払の請求または特約年金の一括払の請求について、前項の規定を準用します。

（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）

第14条　主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）第１項、第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第１項、第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）第１項第１号および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は、「主約款」を「主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。

２．前項の規定にかかわらず、この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条の規定により第11条の規定は適用しません。

（主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則）

第15条　主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約または保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約が付加されている場合には、第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）および第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）の規定は適用しません。

（生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第16条　この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、第２条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

２．この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 遺族年金の一括払の請求に際して、遺族年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則）

第17条　この特約を予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により、死亡保険金を支払う際に死亡保険金とともに死亡保険金受取人に払い戻される返還金について、第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(2) 第５条（解約返還金を支払う場合の取扱）第１項の規定は、「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額」を「保険料の減額もしくは第２保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(3) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。

(ｲ) 前(ｱ)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて当該返還金を円貨に換算します。

(ｳ) 前(ｲ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(4) この特約を保険料円貨払込特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、第２号の規定にかかわらず、第５条第１項の規定は、「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額」を「保険料もしくは保険料円貨払込金額の減額もしくは第２保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(5) この特約を年金支払移行特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第１項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または年金支払移行特約（平準払用）条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約年金受取人」

と読み替えて適用します。

(ｲ) 前条までに定めるほか、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または特約年金の一括払の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(ｳ) 前(ｲ)の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｴ) 前(ｳ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第18条　主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１回の特約介護年金の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約介護年金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 特約介護年金額の計算においては、第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）第１項第２号および同条同項第３号の規定を準用します。

(ｲ) 前(ｱ)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額に満たない場合には、この特約の適用は行ないません。この場合、会社は、その旨を特約介護年金受取人に書面によって通知します。

(ｳ) 前(ｱ)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算特約介護年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を特約介護年金受取人に支払います。

(ｴ) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がＡ型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、第11条第２項の規定を準用します。

(ｵ) 前(ｴ)の場合で、主契約に生存給付金の支払日指定特則が適用されており、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、第11条第３項の規定を準用します。

(2) 第１回の特約介護年金の請求後、特約介護年金（支払額が残余保証期間の未払特約介護年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または特約介護年金の一括払の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余保証期間の未払特約介護年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約介護年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、前条第５号の規定を準用します。

(3) 第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第１項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または介護年金支払移行特約条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と読み替えて適用します。

(4) 介護年金支払移行特約とあわせて主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 第１号および第２号の規定は、「主約款」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。

(ｲ) 第14条（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）第１項および前号の規定にかかわらず、第８条第１項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項もしくは介護年金支払移行特約条項の規定」と、「主約款の

通貨」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項の通貨」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と読み替えて適用します。

（積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第19条　この特約を積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）および第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）の規定は、認知症介護保険金を支払う場合に準用します。

(2) 前号の場合で主契約の規定により認知症介護保険金について代理請求が行なわれるときは、第３条の規定は、「死亡給付金等の受取人」を「主約款に定める代理人」と、第10条の規定は、「特約年金受取人」を「主約款に定める代理人」と読み替えて適用します。

（主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱）

第20条　主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により、最終回の生存給付金支払日に対象額から上限額指定通貨換算額を差し引いた金額を支払う際に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、当該金額を円貨により支払います。この場合、第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

（主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の取扱）

第21条　主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) すえ置期間の満了（保険金等のすえ置特約条項に定めるすえ置の型がＡ型の場合に限ります。）により、同特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) すえ置期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、すえ置期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(2) 保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の請求に際して、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) すえ置かれている保険金等の請求を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、すえ置かれている保険金等の請求を会社が受け付けた日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(3) すえ置期間中に保険金等の受取人が死亡したことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人の相続人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(4) すえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が解約されたことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第５条（解約返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(5) すえ置期間中に重大事由によりすえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が解除されたことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第８条の規定を準用します。

(6) すえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が消滅（解約および重大事由による解除による消滅を除きます。）したことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人（本号(ｱ)の場合には、死亡給付金等の受取人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 主契約の死亡給付金等の支払事由が生じたことによる保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(ｲ) 主約款および各特約条項の規定により年金（年金の名称の如何を問いません。以下同じ。）が支払われるべき期間の満了による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、つぎのとおり取り扱います。

a. 年金が支払われるべき期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。

b. 前a.の会社所定の為替レートは、年金が支払われるべき期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(ｳ) 年金の支払開始日以後における被保険者の死亡（被保険者の死亡により、年金の支払の請求を要する場合に限ります。）または年金の一括払による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、つぎのとおり取り扱います。

a. 年金の支払または年金の一括払の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本(ｳ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。

b. 前a.の会社所定の為替レートは、年金の支払または年金の一括払の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(ｴ) 年金の支払開始日以後における被保険者の死亡（被保険者の死亡により、年金の支払の請求を要する場合を除きます。）による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第８条の規定を準用します。

(ｵ) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第12条（通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則）第２項第２号の規定を準用します。

(ｶ) 免責事由により、主契約の死亡給付金等または年金が支払われないことによる保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第８条の規定を準用します。

（予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則）

第22条　この特約を予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、第２条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

２．この特約を予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価もしくは死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標と

して指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価もしくは死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(3) 主約款の規定により、死亡給付金を支払う際に死亡給付金とともに死亡給付金受取人に払い戻される返還金について、第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(4) 第５条（解約返還金を支払う場合の取扱）第１項の規定は、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(5) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。

(ｲ) 前(ｱ)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて当該返還金を円貨に換算します。

(ｳ) 前(ｲ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合の特則）

第23条　この特約を通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合には、第２条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

２．この特約を通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(2) 年金の分割払中に年金の一括払が請求された場合で、未払分割払金の現価を支払う際に年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、未払分割払金の現価を円貨により支払います。この場合、前号の規定を準用します。

(3) 年金の分割払中に主契約が消滅した場合（年金の一括払により消滅した場合を除きます。）で、未払分割払金の現価を支払う際に年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、未払分割払金の現価を円貨により支払います。この場合、第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

定期支払金の円貨支払特約条項　目次

この特約の概要

第１条　特約の締結
第２条　定期支払金を支払う場合の取扱
第３条　特約の解約
第４条　特約の消滅とみなす場合
第５条　主約款の規定の準用
第６条　主契約に年金支払移行特約条項を適用した場合の特則
第７条　主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則

定期支払金の円貨支払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨建の定期支払金を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第１条　保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（定期支払金を支払う場合の取扱）

第２条　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、定期支払金を円貨により支払います。

２．前項の場合、支払われる定期支払金ごとの定期支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて定期支払金を円貨に換算します。

３．前項の会社所定の為替レートは、定期支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（特約の解約）

第３条　保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

第４条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(1) 主約款の指定通貨の変更の規定により、指定通貨が円貨に変更されたとき。

(2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

（主約款の規定の準用）

第５条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に年金支払移行特約条項を適用した場合の特則）

第６条　この特約を付加した主契約に年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第７条　主契約に介護年金支払移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、主契約の全部が特約介護年金に移行したときには、この特約は消滅したものとみなします。

保険契約者代理特約条項　目次

この特約の概要

第１条　特約の締結
第２条　保険契約者代理人による代理手続
第３条　保険契約者代理人の変更
第４条　告知義務違反による解除等の通知
第５条　特約の解約
第６条　特約の消滅とみなす場合
第７条　主約款等の規定の準用
第８条　積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則

保険契約者代理特約条項

（この特約の概要）

この特約は、保険契約者（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約条項に定める年金（年金の名称の如何を問いません。以下同じ。）の支払開始日以後については年金の受取人とします。以下同じ。）が手続を自ら行なうことができない特別な事情があるときに、保険契約者代理人が保険契約者の代理人として手続を行なうことを可能とすることを主な内容とするものです。

（特約の締結）

第１条　保険契約者は、主契約の締結の際または主契約の締結後において、会社の定める取扱範囲で、被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。）および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（保険契約者代理人による代理手続）

第２条　保険契約者が手続を自ら行なうことができないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。）および会社の承諾を得てあらかじめ指定または次条の規定により変更した保険契約者代理人が、手続に必要な書類（別表１）を提出して、保険契約者の代理人として手続を行なうことができます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。

(1) 手続を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
(2) 前号に準じる状態であると会社が認めた場合

２．保険契約者代理人が行なうことのできる手続は、つぎのとおりとします。

(1) 主約款および各特約条項に定める保険契約者が行なうことのできる手続とします。この場合、保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款および各特約条項に定める保険金等の受取人が行なうことのできる手続を含みます。
(2) 前号の規定にかかわらず、つぎの手続を除きます。
　(ｱ) 保険契約者の変更手続
　(ｲ) 保険金等の受取人の変更手続（被保険者の生存に関し支払う保険金等の受取人を保険契約者のみに変更する場合を除きます。）
　(ｳ) 保険契約者代理人ならびに主約款および各特約条項に定める指定代理請求人の変更手続
　(ｴ) 主約款および各特約条項に定める代理請求が可能な保険金等の請求手続

３．前２項の規定により受取人を変更する場合で、保険契約者と被保険者が同一人であるときは、保険契約者代理人が被保険者の代理人として同意を行なうことができます。

４．第１項および第２項の規定により保険契約者代理人が手続を行なう場合、保険契約者代理人は手続時においてつぎのいずれかに該当することを要します。

(1) つぎの範囲内の者
　(ｱ) 保険契約者の戸籍上の配偶者
　(ｲ) 保険契約者の直系血族
　(ｳ) 保険契約者の３親等内の親族
(2) 前号以外の者でつぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類（別表１）によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続を行なうべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。
　(ｱ) 保険契約者と同居しまたは生計を一にしている者

(ｲ) 保険契約者の財産管理を行なっている者
(ｳ) 被保険者
(ｴ) 保険金等の受取人
(ｵ) その他(ｱ)から(ｴ)までに定める者と同等の関係にある者

５．第１項、第２項および前項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者を第１項各号に定める状態に該当させた者は、保険契約者の代理人として手続を行なうことができません。

６．保険契約者代理人の変更が行なわれた場合、変更を行なった後は、変更前に手続可能な手続があっても、変更を行なう前の保険契約者代理人による代理手続は取り扱いません。

７．本条の規定により保険契約者代理人が行なった手続は、保険契約者に対してその効力を生じます。

８．本条の規定により保険金等の代理請求を行なう場合で、主約款の規定にもとづき会社が必要な事項の確認を行なう際、本条に定める保険契約者代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

（保険契約者代理人の変更）

第３条　保険契約者は、被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。）および会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。

２．保険契約者代理人の変更をするときは、保険契約者は、手続に必要な書類（別表１）を提出してください。

（告知義務違反による解除等の通知）

第４条　主契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、保険契約者またはその住所もしくはその居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

（特約の解約）

第５条　保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

第６条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(1) 保険契約者または保険契約者代理人が死亡したとき。
(2) 保険契約者が変更されたとき。
(3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
(4) 保険契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款および各特約条項に定める年金の支払開始日が到来したとき。

（主約款等の規定の準用）

第７条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約条項の規定を準用します。

（積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第８条　この特約を積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合で、終身保険移行特則の適用により主契約が年金支払開始日に終身保険に移行するときには、第６条（特約の消滅とみなす場合）第４号の規定にかかわらず、終身保険移行部分について、この特約は継続するものとします。

別表１　手続書類

(1) 手続書類

項　　目	必　　要　　書　　類
代理手続	(1) 主約款および各特約条項に定める会社所定の請求書その他の手続に必要な書類 (2) 保険契約者が手続を自ら行なうことができない特別な事情を示す書類 (3) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍抄本 (4) 保険契約者の住民票 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (7) 保険契約者が成年後見登記されていないことの証明 (8) 代理手続を行なう者が保険契約者と同居しまたは生計を一にしている者であるときは、その事実を証する書類 (9) 代理手続を行なう者が保険契約者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

(2) その他の手続書類

項　　目	必　　要　　書　　類
保険契約者代理人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

MEMO

生命保険のご契約に関する苦情・ご相談についてはお客さまサービスセンターへご連絡ください。
＜お客さまサービスセンター フリーダイヤル：0120-876-126＞

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（生命保険協会ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/）
「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

説明事項ご確認のお願い

この「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずお読みいただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

■ クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）
■ 商品のしくみ
■ 死亡保険金および定期支払金をお支払いできない場合
■ 告知
■ ご契約の成立と保障の責任開始期
■ 解約と解約返還金

特に上記の項目については、ぜひご理解いただきたいことがらですので、ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせください。
なお、保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター

ご契約の照会につきましては

フリーダイヤル **０１２０－８７６－１２６**

【営業時間／9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）】

お客さまサービスセンターへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から録音をさせていただいております。あらかじめご了承ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

第一フロンティア生命保険株式会社
〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1日比谷フォートタワー
ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/

お客さまサービスセンター フリーダイヤル　0120-876-126
営業時間　9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

'26年4月版

㊎B25F0090（2026.1.13）　F7933-03　'26年3月作成 リ